

令和5年第4回市議会定例会 審議案件一覧表

〈追加〉

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案 75	鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 財政課
2	議案 76	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第8号）	企画総務部 財政課
3	報告 8	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	企画総務部 総務課

〈当初〉

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案 61	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度一般会計補正予算（第6号））	企画総務部 財政課
2	議案 62	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
3	議案 63	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
4	議案 64	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
5	議案 65	鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課
6	議案 66	鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課
7	議案 67	鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課
8	議案 68	指定管理者の指定について（鴨川市地域資源総合管理施設）	建設経済部 農林水産課
9	議案 69	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第7号）	企画総務部 財政課
10	議案 70	令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課

11	議案 71	令和5年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 健康推進課
12	議案 72	令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課
13	議案 73	令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課
14	議案 74	令和5年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）	国保病院
15	諮問 3	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課
16	諮問 4	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課

議案第 75 号

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 21 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例
鴨川市手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。
別表中

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
戸籍法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき 350 円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円）
戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類 1 件につき 350 円

を

」

「

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円
戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円
戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による除籍証明書の交付	1 通につき 750 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

に

<p>使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>戸籍法第 48 条第 1 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円)</p>
<p>戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円</p>

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 421,677 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,831,280 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 12 月 21 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,524,870	412,829	2,937,699
	2 国庫補助金	1,006,988	412,829	1,419,817
19 繰入金		1,442,531	8,848	1,451,379
	2 基金繰入金	1,356,712	8,848	1,365,560
歳入	合計	19,409,603	421,677	19,831,280

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,193,648	321,828	6,515,476
	1 社会福祉費	3,313,188	321,828	3,635,016
7 商工費		384,142	93,963	478,105
	1 商工費	384,142	93,963	478,105
10 教育費		1,969,538	5,886	1,975,424
	6 保健体育費	958,863	5,886	964,749
歳 出	合 計	19,409,603	421,677	19,831,280

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業 (追加)	37,717
7 商工費	1 商工費	プレミアム商品券発行事業	79,878

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,524,870	412,829	2,937,699
19 繰入金	1,442,531	8,848	1,451,379
歳入合計	19,409,603	421,677	19,831,280

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	6,193,648	321,828	6,515,476	321,828			
7 商工費	384,142	93,963	478,105	85,637			8,326
10 教育費	1,969,538	5,886	1,975,424	5,364			522
歳 出 合 計	19,409,603	421,677	19,831,280	412,829			8,848

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	498,096	412,829	910,925	1 総務管理費補 助金	412,829	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 412,829
計	1,006,988	412,829	1,419,817			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基 金繰入金	668,453	8,848	677,301	1 財政調整基金 繰入金	8,848	財政調整基金繰入金 8,848
計	1,356,712	8,848	1,365,560			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	724,017	321,828	1,045,845	321,828				1 報酬	1,295	●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（追加） 321,828
								3 職員手当等	1,748	
								4 共済費	313	
								8 旅費	95	
								10 需用費	348	
								11 役務費	1,046	
								12 委託料	1,603	
								13 使用料及び賃借料	380	
								18 負担金，補助及び交付金	315,000	
計	3,313,188	321,828	3,635,016	321,828						

1 報酬	1,295
・会計年度任用職員報酬	1,295
3 職員手当等	1,748
・時間外勤務手当	1,580
・会計年度任用職員期末手当	168
4 共済費	313
・会計年度任用職員社会保険料	313
8 旅費	95
・費用弁償	95
10 需用費	348
・消耗品費	238
・印刷製本費	110
11 役務費	1,046
・郵便料	540
・口座振込手数料	506
12 委託料	1,603
・システム改修委託料	1,584
・会計年度任用職員健康診断委託料	19
13 使用料及び賃借料	380
・パソコンリース料	275
・電話借上料	105
18 負担金，補助及び交付金	315,000
・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	315,000

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	162,760	93,963	256,723	85,637			8,326	18 負担金, 補助 及び交付金	93,963	●中小企業等経営支援事業 (物 価高騰対策) 14,085 18 負担金, 補助及び交付金 14,085 ・中小企業等エネルギー価格 高騰対策支援金 14,085 ●プレミアム商品券発行事業 79,878 18 負担金, 補助及び交付金 79,878 ・プレミアム商品券発行事業 補助金 79,878
計	384,142	93,963	478,105	85,637			8,326			

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

3 学校給食費	254,011	5,886	259,897	5,364			522	10 需用費	5,886	●給食事業 5,886 10 需用費 5,886 ・賄材料費 5,886
計	958,863	5,886	964,749	5,364			522			

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (367)	334,326	1,496,953	852,833	2,684,112	543,799	3,227,911	
補正前	367 (367)	333,031	1,496,953	851,085	2,681,069	543,486	3,224,555	
比較	0 (0)	1,295	0	1,748	3,043	313	3,356	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	37,572	24,798	4,665	118,985	7,937	1,369	24,465	353,840	265,042	14,160	0	0	852,833
	補正前	37,572	24,798	4,665	117,405	7,937	1,369	24,465	353,672	265,042	14,160	0	0	851,085
	比較	0	0	0	1,580	0	0	0	168	0	0	0	0	1,748

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (12)	0	1,496,953	823,772	2,320,725	477,749	2,798,474	
補正前	367 (12)	0	1,496,953	822,192	2,319,145	477,749	2,796,894	
比較	0 (0)	0	0	1,580	1,580	0	1,580	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	37,572	24,798	4,665	118,985	7,937	1,369	24,465	324,779	265,042	14,160	0	0	823,772
	補正前	37,572	24,798	4,665	117,405	7,937	1,369	24,465	324,779	265,042	14,160	0	0	822,192
	比較	0	0	0	1,580	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (355)	334,326	0	29,061	363,387	66,050	429,437	
補正前	0 (355)	333,031	0	28,893	361,924	65,737	427,661	
比較	0 (0)	1,295	0	168	1,463	313	1,776	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	29,061	0	0	0	0	29,061
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	28,893	0	0	0	0	28,893
	比較	0	0	0	0	0	0	0	168	0	0	0	0	168

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	1,748	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,748	時間外勤務手当の増額等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	331,067	333,997	293,301		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	389,441	373,795	336,112		352,320	376,715
	平均年齢月数(歳)	44.5	55.4	42.1		47.1	43.2
令和 5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	331,067	333,997	293,301		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	389,441	373,795	336,112		352,320	376,715
	平均年齢月数(歳)	44.5	55.4	42.1		47.1	43.2

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円) 162,100 ~ 181,800	短大卒 (円) 193,900	(円)	短大卒 (円) 186,000	旧中5卒 (円) 189,300
	大学卒	196,200		210,900		202,800	230,800
国	高校卒	166,600	164,000	短大卒 206,900		短大卒 182,700	旧中5卒 183,500
	大学卒	196,200		233,100		202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.1										
	6級	29	12.0										
	5級	70	28.9						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.3	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	14	5.8			(1)	(100.0)						
	計	242 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)
令和 5年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.1										
	6級	29	12.0										
	5級	70	28.9						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.3	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	14	5.8			(1)	(100.0)						
	計	242 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	364	243	35	74		3	9
昇給に係る職員数 (B) (人)	292	203	15	63		2	9
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)	3	3				
	3号給 (人)	11	7	1	1		2
	4号給 (人)	278	193	14	62	2	7
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	80.2	83.5	42.9	85.1		66.7	100.0

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年11月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	8.02
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

報告第 8 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 12 月 21 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 7 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 12 月 13 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 5 年 10 月 20 日 午前 11 時 22 分頃

場所 鴨川市宮山 1696 番

3 事故に係る損害額

相手方 自動二輪車車体及びパニアケース損傷 181,509 円

代車費用 15,400 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

196,909 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 196,909 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

(資料2)

令和5年第4回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料2 －

令和5年12月21日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第75号	鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 財政課	3
議案第76号	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第8号）	企画総務部 財政課	8

議案第 75 号

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 12 月 6 日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号。以下「改正政令」という。）が令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 53 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 改正政令において戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）を踏まえた規定の整備が行われたことに伴い、次に掲げる事務の手数料を定める。

ア 本籍地が本市以外の市区町村の戸籍謄本等又は除籍謄本等の交付に係る手数料について、戸籍謄本等にあつては 1 通につき 450 円、除籍謄本等にあつては 1 通につき 750 円とする。

イ 戸籍電子証明書提供用識別符号（※）又は除籍電子証明書提供用識別符号（※）の発行に係る手数料について、戸籍電子証明書提供用識別符号にあつては 1 件につき 400 円、除籍電子証明書提供用識別符号にあつては 1 件につき 700 円とする。

（※） 情報ネットワークシステムを使用した行政手続において戸籍謄本等又は除籍謄本等の添付を省略するために用いられる戸籍電子証明書又は除籍電子証明書を識別することができるように付された符号をいう。

ウ 届書等情報（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定に基づく届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものの画像情報をいう。）の内容についての証明書の交付及びその内容を表示したものの閲覧に係る手数料について、証明書の交付にあつては 1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について上質紙を用いる場合は、1 通につき 1,400 円）、閲覧にあつては 1 件につき 350 円とする。

(2) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年3月1日

鴨川市手数料条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第3条、第4条関係）		別表（第3条、第4条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定による <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1通につき 450円	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、 <u>第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付</u>	1通につき 450円
戸籍法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
(新設)		<u>戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 1件につき 400円

		組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円	戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による除籍証明書の交付	1 通につき 750 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円	戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
(新設)		戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

		<p><u>電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>	
<p>戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付<u>又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u></p>	<p>1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）</p>	<p>戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付</u></p>	<p>1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）</p>
<p>戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧</p>	<p>書類 1 件につき 350 円</p>	<p>戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧<u>又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u></p>	<p>書類<u>又は届書等情報の内容を表示したもの</u> 1 件につき 350 円</p>

略	略
---	---

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 76 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 8 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 8 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
15 国庫支出金	2,524,870	412,829	2,937,699	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
19 繰入金	1,442,531	8,848	1,451,379	財政調整基金繰入金
歳入合計	19,409,603	421,677	19,831,280	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	6,193,648	321,828	6,515,476
7 商工費	384,142	93,963	478,105
10 教育費	1,969,538	5,886	1,975,424
歳出合計	19,409,603	421,677	19,831,280

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,710,135	3,356	3,713,491
物件費	3,521,368	9,358	3,530,726

補助費等	2,255,742	408,963	2,664,705
歳出合計	19,409,603	421,677	19,831,280

エ 主要事業 (単位 千円)

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業 (追加)	321,828	321,828				・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 315,000 千円 外 エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対し、7万円の給付金を支給する。
7-1-2	中小企業等経営支援事業 (物価高騰対策)	14,085	12,837			1,248	・中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 14,085 千円 電力・ガス等のエネルギー価格の高騰の影響を受けている中小企業者及び個人事業主を支援するための支援金を増額する。
	プレミアム商品券発行事業	79,878	72,800			7,078	・プレミアム商品券発行事業補助金 79,878 千円 物価高騰の影響を受けている市民を支援するとともに、市内消費を喚起することにより地域経済の活性化に資するため、プレミアム商品券発行事業を実施する鴨川市商工会を支援する。
10-6-3	給食事業	5,886	5,364			522	・賄材料費 5,886 千円 子ども達の健やかな成長のために必要な栄養素を確保しながら、充実した学校給食の提供を継続するため、物価高騰

							の影響を受けている給食用の賄材料費を増額する。 なお、保護者が負担している給食費は据え置くこととし、子育て世帯への経済的支援を行う。
--	--	--	--	--	--	--	---

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
3-1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（追加）	37,717	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業について、当該給付金の支給申請期限が令和6年5月末日とされており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用する。
7-1	プレミアム商品券発行事業	79,878	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施するプレミアム商品券発行事業について、商品券の作成準備等に日数を要するとともに、適正な販売、利用期間を確保するため、事業費（プレミアム商品券発行事業補助金）を令和6年度に繰り越して使用する。

報告第8号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和5年10月20日午前11時22分頃、鴨川市宮山1696番（鴨川市総合交流ターミナルの駐車場）において、職員が公用車を後進により駐車させようとした際、同車両の後方に駐車されていた相手方所有の自動二輪車に接触し、転倒させ、その一部が損傷したものの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 自動二輪車車体及びパニアケース損傷 181,509円

代車費用 15,400円

(4) 過失割合 市100%

(5) 損害賠償額 196,909円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金196,909円をもって和解する。

3 専決処分日

令和5年12月13日

議案第 61 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 6 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 20 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度鴨川市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,774,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年11月20日

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,424,006	5,000	1,429,006
	2 基金繰入金	1,338,187	5,000	1,343,187
歳入	合計	18,769,349	5,000	18,774,349

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		876,415	5,000	881,415
	5 住宅費	27,324	5,000	32,324
歳 出 合 計		18,769,349	5,000	18,774,349

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 住宅費	被災宅地等復旧支援事業	5,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,424,006	5,000	1,429,006
歳入合計	18,769,349	5,000	18,774,349

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	876,415	5,000	881,415			5,000	
歳 出 合 計	18,769,349	5,000	18,774,349			5,000	0

2 歳 入

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
27 災害対策基金繰入金	0	5,000	5,000	1 災害対策基金繰入金	5,000	災害対策基金繰入金 5,000
計	1,338,187	5,000	1,343,187			

3 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 住宅管理費	27,324	5,000	32,324			5,000		18 負担金, 補助及び交付金	5,000	●被災宅地等復旧支援事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・被災宅地等復旧支援事業補助金	5,000 5,000 5,000
計	27,324	5,000	32,324			5,000					

議案第 62 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市地域公共交通会議の項構成の欄中「第 9 条の 3 第 1 項各号及び第 2 項各号」を「第 4 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号」に改め、同表鴨川市空家等対策審議会の項担任する事務の欄中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 217.5」を「100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 227.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 64 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 1 号中「308,600 円」を「309,200 円」に改め、同項第 2 号中「50,800 円」を「51,100 円」に改める。

第 21 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	

17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,500			
95		296,200	344,100	382,900			
96		296,600	344,500	383,300			
97		296,800	344,700	383,600			
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				

101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付		円	円	円
	1	173,600	193,900	303,200
	2	175,100	196,000	305,800

職員以外の職員	3	176,700	198,100	308,600
	4	178,200	200,300	311,000
	5	179,800	202,400	313,300
	6	181,300	204,500	315,400
	7	182,900	206,600	317,500
	8	184,400	208,700	319,600
	9	186,000	210,900	321,600
	10	188,000	213,300	323,800
	11	189,800	215,600	326,100
	12	191,700	217,800	328,400
	13	193,400	220,200	330,600
	14	195,600	221,900	332,400
	15	197,600	223,400	334,200
	16	199,600	224,900	335,900
	17	201,700	226,600	337,600
	18	203,800	227,900	339,600
	19	205,900	229,100	341,600
	20	208,000	230,400	343,600
	21	210,200	232,100	345,600
	22	212,400	233,800	347,200
	23	214,600	235,500	348,800
	24	216,400	237,100	350,300
	25	218,600	238,600	351,800
	26	220,200	240,600	353,600
	27	221,700	242,500	355,300
	28	223,200	244,400	357,000
	29	224,700	246,100	358,600
	30	225,700	248,500	360,200
	31	226,800	250,900	361,800
	32	228,000	253,300	363,300
	33	229,500	255,700	364,600
	34	231,000	258,100	366,100
	35	232,500	260,400	367,600
	36	234,000	262,600	369,300
	37	235,300	264,800	371,000
	38	236,900	267,000	372,500
	39	238,600	269,400	373,800
	40	240,000	271,500	375,200
	41	241,400	273,700	376,300
	42	242,800	276,000	377,700
	43	244,200	278,200	379,100
	44	245,600	280,300	380,600

45	247,000	282,300	382,000
46	248,400	284,500	383,600
47	249,800	286,600	385,100
48	251,200	288,500	386,600
49	252,700	290,500	387,900
50	254,100	292,200	389,400
51	255,400	294,000	390,800
52	256,700	295,700	392,100
53	257,700	296,900	393,300
54	259,100	298,900	394,600
55	260,400	300,800	395,700
56	261,700	302,800	396,800
57	262,600	304,700	398,000
58	264,100	306,800	399,200
59	265,300	309,000	400,400
60	266,600	311,200	401,600
61	267,400	313,300	402,700
62	268,600	315,600	403,700
63	269,800	317,800	405,000
64	270,900	319,900	406,200
65	271,700	322,000	407,400
66	272,400	323,500	408,500
67	273,200	325,000	409,600
68	274,000	326,500	410,700
69	274,800	328,200	411,700
70	276,100	330,200	412,900
71	277,200	332,200	414,100
72	278,300	334,100	415,300
73	279,700	335,900	415,900
74	281,100	337,900	416,700
75	282,300	339,800	417,400
76	283,500	341,700	417,900
77	284,300	343,400	418,200
78	285,300	345,200	418,600
79	286,300	346,900	419,000
80	287,300	348,600	419,400
81	288,200	350,400	419,700
82	289,300	352,100	420,100
83	290,400	353,500	420,500
84	291,200	355,100	420,800
85	292,000	356,300	421,100

86	292,900	357,900	421,500
87	293,700	359,400	421,900
88	294,400	360,900	422,200
89	295,300	362,200	422,500
90	296,200	363,500	422,800
91	296,900	364,800	423,100
92	297,700	366,200	423,300
93	298,600	367,600	423,500
94	299,500	368,900	423,800
95	300,400	370,100	424,100
96	301,100	371,200	424,300
97	301,400	372,200	424,500
98	302,200	373,200	424,800
99	302,900	374,200	425,100
100	303,600	375,100	425,300
101	304,300	375,900	425,500
102	305,100	376,900	
103	305,900	377,800	
104	306,700	378,700	
105	307,400	379,500	
106	307,800	380,400	
107	308,200	381,300	
108	308,600	382,200	
109	308,800	383,000	
110	309,100	384,000	
111	309,400	384,900	
112	309,700	385,800	
113	309,900	386,400	
114	310,100	387,300	
115	310,400	388,200	
116	310,700	389,100	
117	310,900	389,900	
118	311,100	390,600	
119	311,300	391,400	
120	311,600	392,200	
121	311,900	392,800	
122	312,100	393,600	
123	312,400	394,300	
124	312,700	395,000	
125	312,900	395,600	
126	313,100	396,300	
127	313,300	396,800	

	128	313,600	397,400	
	129	313,900	398,100	
	130	314,100	398,700	
	131	314,300	399,200	
	132	314,600	399,700	
	133	314,800	400,000	
	134		400,300	
	135		400,600	
	136		400,900	
	137		401,200	
	138		401,500	
	139		401,800	
	140		402,100	
	141		402,400	
	142		402,700	
	143		403,000	
	144		403,300	
	145		403,500	
	146		403,800	
	147		404,100	
	148		404,300	
	149		404,500	
	150		404,800	
	151		405,100	
	152		405,300	
	153		405,500	
	154		405,800	
	155		406,100	
	156		406,300	
	157		406,500	
	158		406,800	
	159		407,100	
	160		407,300	
	161		407,500	
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 228,500	円 272,100	円 325,500
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 205,900	円 226,600	円 286,200

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、

主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び
保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	335,400	406,900	474,700
	2	338,400	409,600	477,000
	3	341,200	412,100	479,200
	4	344,100	414,700	481,500
	5	346,600	417,100	483,700
	6	349,600	419,100	485,800
	7	352,400	420,900	488,000
	8	355,300	422,800	490,000
	9	357,800	424,600	491,900
	10	360,800	427,300	494,000
	11	363,800	429,800	496,100
	12	366,600	432,200	498,200
	13	368,700	434,400	500,300
	14	371,200	436,900	502,200
	15	373,900	438,900	504,300
	16	376,400	441,000	506,400
	17	379,100	443,000	508,300
	18	382,500	445,200	510,300
	19	385,500	447,400	512,300
	20	388,800	449,500	514,100
	21	391,800	450,900	515,900
	22	394,400	453,300	517,700
	23	396,800	455,600	519,500
	24	399,300	457,800	521,300
	25	401,900	459,800	522,900
	26	403,900	462,100	524,700
	27	405,500	464,300	526,500
	28	407,100	466,600	528,300
	29	408,800	468,700	529,900
	30	411,000	470,900	531,700
	31	413,100	473,200	533,500
	32	415,100	475,300	535,300
	33	417,200	477,100	536,900
	34	419,300	479,200	538,700
	35	420,900	481,300	540,400
36	422,600	483,300	542,100	

37	424,500	485,400	543,700
38	426,000	487,100	545,300
39	427,800	488,900	546,700
40	429,600	490,700	548,300
41	431,500	492,300	549,800
42	433,500	494,100	551,200
43	435,300	495,900	552,600
44	437,200	497,500	553,900
45	439,000	498,900	555,100
46	440,700	500,600	556,100
47	442,400	502,400	557,100
48	444,200	504,100	558,100
49	446,000	505,600	559,100
50	447,800	506,900	560,000
51	449,500	508,200	560,900
52	451,200	509,500	561,800
53	452,800	510,500	562,600
54	454,500	511,800	563,500
55	456,200	513,100	564,400
56	457,900	514,400	565,300
57	459,800	515,400	566,200
58	461,000	516,200	567,100
59	462,200	517,000	568,000
60	463,400	517,800	568,700
61	464,400	518,700	569,600
62	465,400	519,500	570,500
63	466,300	520,400	571,400
64	467,100	521,200	572,300
65	467,900	522,100	573,200
66	468,600	523,000	
67	469,300	523,700	
68	469,900	524,600	
69	470,600	525,500	
70	471,300	526,300	
71	471,900	527,200	
72	472,500	528,100	
73	472,800	528,900	
74	473,400	529,800	
75	474,100	530,700	
76	474,800	531,400	
77	475,200	532,200	

	78	475,800	533,100	
	79	476,500	534,000	
	80	477,200	534,900	
	81	477,600	535,700	
	82	478,200	536,600	
	83	478,800	537,500	
	84	479,300	538,400	
	85	479,900	539,200	
	86	480,400	540,100	
	87	480,900	541,000	
	88	481,400	541,900	
	89	481,800	542,700	
	90	482,400		
	91	482,800		
	92	483,300		
	93	483,800		
	94	484,400		
	95	485,000		
	96	485,400		
	97	485,900		
	98	486,500		
	99	487,100		
	100	487,600		
	101	488,100		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 339,700	円 394,300	円 467,400
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 318,800	円 361,800	円 431,700

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900

7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400

49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	

	90		291,700	327,800	348,600	
	91		291,900	328,200	349,000	
	92		292,100	328,600	349,300	
	93		292,500	328,900	349,700	
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
	98		293,700	330,300		
	99		293,900	330,600		
	100		294,200	330,900		
	101		294,500	331,100		
	102		294,700	331,400		
	103		294,900	331,800		
	104		295,200	332,000		
	105		295,500	332,200		
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 189,800	円 208,800	円 228,600	円 246,000	円 271,600

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500

7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800

49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100			
119	296,400	327,500			
120	296,700	327,700			
121	297,000	327,900			
122	297,400	328,200			
123	297,700	328,500			
124	298,100	328,800			
125	298,300	329,000			
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			

	132	300,500	330,900			
	133	300,700	331,200			
	134	301,000	331,600			
	135	301,400	332,000			
	136	301,700	332,400			
	137	301,900	332,700			
	138	302,200	333,100			
	139	302,600	333,500			
	140	302,900	333,900			
	141	303,100	334,200			
	142	303,500	334,600			
	143	303,900	334,900			
	144	304,200	335,300			
	145	304,400	335,600			
	146	304,600				
	147	304,900				
	148	305,300				
	149	305,500				
	150	305,700				
	151	306,000				
	152	306,300				
	153	306,700				
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 195,000	円 225,800	円 246,500	円 262,000	円 281,400

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 65 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - （1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （3） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （4） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （5） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - （6） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属す

る月数を乗じて得た額

第 24 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第 24 条の 3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 66 号

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年鴨川市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(平成 28 年鴨川市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている世帯に属する子どもの保護者

(2) 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成 28 年鴨川市条例第 4 号)に基づく助成の対象者

第 11 条第 3 項中「有効期間が終了した場合又は」を削る。

(鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成 28 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「前項第 7 号及び第 8 号」を「前項第 6 号及び第 7 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 7 号及び第 8 号」を「第 1 項第 6 号及び第 7 号」に改める。

第 5 条第 1 項第 5 号中「地方税法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を、「場合にあっては、」の次に「助成対象者のうち監護者について」を加える。

第 9 条第 3 項を削る。

(鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 111 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新子ども医療費助成条例」という。)第 6 条の規定による受給券の交付の申請及び受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 第 2 条の規定による改正後の鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(以下「新ひとり親家庭等医療費等助成条例」という。)第 6 条第 1 項の規定による受給券

の交付に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日までに、第1条の規定による改正前の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(以下「旧子ども医療費助成条例」という。)第6条の規定により受給券の交付を受けている者(同日において15歳である者に限る。)は、施行日に新子ども医療費助成条例第6条の規定による受給資格の登録を受けたものとみなす。
- 5 新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日までに、旧子ども医療費助成条例第6条の規定により受給券の交付を受け、かつ、施行日において新ひとり親家庭等医療費等助成条例第3条に規定する助成の要件を満たす者は、新ひとり親家庭等医療費等助成条例第6条第1項の規定による申請を要せず、施行日に同項の規定による受給資格の登録を受けたものとみなす。
- 7 新ひとり親家庭等医療費等助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療、調剤及び証明に係る医療費、調剤費及び証明手数料について適用し、施行日前に受けた医療、調剤及び証明に係る医療費、調剤費及び証明手数料については、なお従前の例による。

(鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第3条の規定による改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療及び証明に係る医療費及び証明手数料について適用し、施行日前に受けた医療及び証明に係る医療費及び証明手数料については、なお従前の例による。

議案第 68 号

指定管理者の指定について
指定管理者を次のように指定する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
鴨川市地域資源総合管理施設
鴨川市平塚 540 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
特定非営利活動法人大山千枚田保存会
理事長 石田 三示
鴨川市平塚 101 番地 1
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 635,254 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,409,603 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		4,383,811	94,774	4,478,585
	2 固定資産税	2,118,110	92,500	2,210,610
	5 特別土地保有税	1	2,274	2,275
13 分担金及び負担金		75,975	26,694	102,669
	1 分担金	57,434	26,694	84,128
15 国庫支出金		2,221,244	303,626	2,524,870
	1 国庫負担金	1,196,757	313,800	1,510,557
	2 国庫補助金	1,017,162	△ 10,174	1,006,988
16 県支出金		1,126,886	32,726	1,159,612
	1 県負担金	605,227	12,910	618,137
	2 県補助金	438,338	19,816	458,154
18 寄附金		600,690	12,903	613,593
	1 寄附金	600,690	12,903	613,593
19 繰入金		1,429,006	13,525	1,442,531
	2 基金繰入金	1,343,187	13,525	1,356,712
21 諸収入		300,422	23,306	323,728
	4 雑入	206,573	23,306	229,879
22 市債		1,174,790	127,700	1,302,490

	1 市債	1,174,790	127,700	1,302,490
歳	入	合	計	
		18,774,349	635,254	19,409,603

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		187,614	1,071	188,685
	1 議会費	187,614	1,071	188,685
2 総務費		3,337,815	6,915	3,344,730
	1 総務管理費	2,988,986	3,857	2,992,843
	2 徴税費	175,666	1,795	177,461
	3 戸籍住民基本台帳費	120,275	956	121,231
	4 選挙費	23,446	66	23,512
	5 統計調査費	10,869	108	10,977
	6 監査委員費	18,573	133	18,706
3 民生費		6,051,331	142,317	6,193,648
	1 社会福祉費	3,252,397	60,791	3,313,188
	2 児童福祉費	2,260,823	37,266	2,298,089
	3 生活保護費	509,201	44,127	553,328
	4 国民年金事務取扱費	5,944	133	6,077
4 衛生費		2,441,067	3,855	2,444,922
	1 保健衛生費	565,837	2,178	568,015
	2 清掃費	1,631,894	1,677	1,633,571
6 農林水産業費		677,453	25,687	703,140

(単位 千円)

	1 農業費	469,778	19,024	488,802
	2 林業費	76,450	3,275	79,725
	3 水産業費	131,225	3,388	134,613
7 商工費		383,160	982	384,142
	1 商工費	383,160	982	384,142
8 土木費		881,415	13,064	894,479
	1 土木管理費	139,939	2,670	142,609
	2 道路橋梁費	555,015	10,199	565,214
	4 都市計画費	98,448	195	98,643
9 消防費		885,019	6,968	891,987
	1 消防費	885,019	6,968	891,987
10 教育費		1,952,408	17,130	1,969,538
	1 教育総務費	193,153	1,503	194,656
	2 小学校費	230,678	13,365	244,043
	3 中学校費	143,120	1,630	144,750
	5 社会教育費	425,679	1,547	427,226
	6 保健体育費	959,778	△ 915	958,863
11 災害復旧費		94,193	417,265	511,458
	1 農林水産施設災害復旧費	63,074	94,449	157,523
	2 公共土木施設災害復旧費	31,119	322,816	353,935

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	18,774,349	635,254	19,409,603
	合			
	計			

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	5 災害救助費	被災住宅応急修理支援事業	20,294
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	20,874
		道路橋梁維持補修事業（災害経費）	74,504
		防災・安全社会資本整備交付金事業	18,110
		地方創生道整備推進交付金事業	64,774
	3 河川費	河川維持補修事業（災害経費）	22,648
		自然災害防止事業	20,000
		急傾斜地崩壊対策事業	2,000
	4 都市計画費	下水路維持管理事業	53,900
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	30,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	県単林道災害復旧事業	19,800
		農地農業用施設災害復旧事業	57,750
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	322,816

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍総合システム更新事業	自 令和5年度 至 令和8年度	289
生活困窮者等連絡体制確保業務委託料	自 令和5年度 至 令和8年度	1,206
地域資源総合管理施設指定管理料	自 令和5年度 至 令和10年度	13,495
パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機その他事務用機器の借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,626
パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機その他事務用機器の保守点検業務等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	9,551
例規システム、住民記録システムその他情報ネットワークシステムの借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	47,870
公有財産管理システム、住民記録システムその他情報ネットワークシステムの保守点検業務等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	37,048
空調機、浄化槽、エレベータその他施設設備の保守点検業務等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	19,623
市庁舎、小中学校その他施設の警備業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	2,309

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎、小中学校その他施設の電気保安業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,733
自動車、機械設備その他の物件の借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	1,248
市庁舎、公園その他施設の清掃等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	13,407
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	693
振込データ伝送に係るサービス利用料	自 令和5年度 至 令和6年度	385
広報誌等に係る印刷製本業務	自 令和5年度 至 令和6年度	11,233
ふるさと納税クレジット収納等手数料	自 令和5年度 至 令和6年度	ふるさぽーと寄附金の額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額
移住支援事業に係る業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	5,200
市税等納税通知書等に係る印刷製本業務	自 令和5年度 至 令和6年度	439

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	1,362
民生委員・児童委員活動業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,500
生活困窮者学習支援事業委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	2,730
成年後見制度に係る業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	9,500
高齢者緊急通報システム設置及び保守点検業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	924
高齢者保護ショートステイ事業に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	70
予防給付ケアマネジメント業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	8,347
訪問入浴サービス、日中一時支援業務等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	25,289
地域子ども・子育て支援事業に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	56,933

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
健康診断、予防接種その他健康管理等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	72,908
一般廃棄物等の収集、運搬、処理等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	521,584
給食材料、薬品類その他物品等に係る購入費	自 令和5年度 至 令和6年度	86,047
有害鳥獣の捕獲等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	39,700
中小企業資金融資預託貸付金	自 令和5年度 至 令和6年度	80,000
営繕工事単価表利用料	自 令和5年度 至 令和6年度	347
通学・通園バス等の運行業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	85,339
I C T活用教育支援業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	3,520
学力調査業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	1,082

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域おこし協力隊支援委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	7,990
自動車損害保険料	自 令和5年度 至 令和6年度	139

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道現年発生補助災害復旧事業	13,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
農業用施設現年発生補助災害復旧事業	1,500			
公共土木施設現年発生補助災害復旧事業	104,500			
計	119,500			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ほ場整備事業	2,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	3,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
林道整備事業	10,800				21,400			
漁港整備事業	36,200				37,500			
小学校施設改修事業	4,900				5,600			
農林水産施設過年発生単独災害復旧事業	5,100				0			
計	59,300				67,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	4,383,811	94,774	4,478,585
13 分担金及び負担金	75,975	26,694	102,669
15 国庫支出金	2,221,244	303,626	2,524,870
16 県支出金	1,126,886	32,726	1,159,612
18 寄附金	600,690	12,903	613,593
19 繰入金	1,429,006	13,525	1,442,531
21 諸収入	300,422	23,306	323,728
22 市債	1,174,790	127,700	1,302,490
歳入合計	18,774,349	635,254	19,409,603

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	187,614	1,071	188,685				1,071
2 総務費	3,337,815	6,915	3,344,730			12,000	△ 5,085
3 民生費	6,051,331	142,317	6,193,648	76,016		2,703	63,598
4 衛生費	2,441,067	3,855	2,444,922	211			3,644
6 農林水産業費	677,453	25,687	703,140	14,305	2,000	10,319	△ 937
7 商工費	383,160	982	384,142				982
8 土木費	881,415	13,064	894,479				13,064
9 消防費	885,019	6,968	891,987				6,968
10 教育費	1,952,408	17,130	1,969,538		700		16,430
11 災害復旧費	94,193	417,265	511,458	256,743	125,000	26,375	9,147
歳 出 合 計	18,774,349	635,254	19,409,603	347,275	127,700	51,397	108,882

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 固定資産税	2,105,100	92,500	2,197,600	1 現年度課税分	92,500	現年度課税分 土地 家屋 償却資産
						92,500 2,900 3,100 86,500
計	2,118,110	92,500	2,210,610			

(款) 1 市税

(項) 5 特別土地保有税

1 特別土地保有税	1	2,274	2,275	2 滞納繰越分	2,274	滞納繰越分	2,274
計	1	2,274	2,275				

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

1 農林水産業費分担金	57,434	26,694	84,128	1 農業費分担金	26,375	農地農業用施設災害復旧事業分担金	26,375
				3 水産業費分担金	319	市営漁港整備事業分担金	319
計	57,434	26,694	84,128				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,105,172	59,737	1,164,909	1 社会福祉費負担金	26,992	特別障害者手当等給付費負担金	1,171
				9 生活保護費負担金	32,745	障害者自立支援給付費負担金	25,821
4 災害復旧費国庫負担金	0	254,063	254,063	1 農林水産施設災害復旧費負担金	44,625	生活保護費負担金	32,745
				2 公共土木施設災害復旧費負担金	209,438	現年発生補助災害復旧負担金	44,625
計	1,196,757	313,800	1,510,557			現年発生補助災害復旧負担金	209,438

(款)15 国庫支出金

(項)2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	274,582	560	275,142	1 社会福祉費補助金	440	障害者総合支援事業費補助金	440
				2 児童福祉費補助金	120	子ども・子育て支援交付金 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金	109
3 衛生費国庫補助金	57,470	189	57,659	2 保健衛生費補助金	189	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 出産・子育て応援交付金	145 44
6 教育費国庫補助金	10,961	48	11,009	6 社会教育費補助金	48	情報通信技術講習事業費補助金	48
8 商工費国庫補助金	77,626	△10,971	66,655	2 商工費補助金	△10,971	地域一体となった観光地・観光産業再生・高付加価値化事業補助金	△10,971
計	1,017,162	△10,174	1,006,988				

(款)16 県支出金

(項)1 県負担金

1 民生費県負担金	605,019	12,910	617,929	1 社会福祉費負担金	12,910	障害者自立支援給付費負担金	12,910
計	605,227	12,910	618,137				

(款)16 県支出金

(項)2 県補助金

2 民生費県補助金	165,293	109	165,402	2 児童福祉費補助金	109	千葉県子ども・子育て支援補助金	109
3 衛生費県補助金	43,070	2,722	45,792	1 保健衛生費補助金	2,722	子ども医療対策事業補助金 千葉県出産・子育て応援交付金	2,700 22
4 農林水産業費県補助金	214,077	16,985	231,062	1 農業費補助金	11,874	「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金 千葉県経営体育成支援事業補助金 野生獣管理事業補助金	312 4,367 7,195
				2 林業費補助金	3,513	県単森林整備事業補助金 林道施設災害復旧事業補助金	833 2,680
				3 水産業費補助金	1,598	水産物供給基盤機能保全事業補助金	1,598

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	438,338	19,816	458,154			

(款)18 寄附金

(項)1 寄附金

2 総務費寄附金	600,000	12,200	612,200	1 総務費寄附金	12,200	ふるさぽーと寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	12,000 200
3 民生費寄附金	0	503	503	1 民生費寄附金	503	民生費寄附金	503
8 消防費寄附金	550	200	750	1 消防費寄附金	200	消防費寄附金	200
計	600,690	12,903	613,593				

(款)19 繰入金

(項)2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	666,928	1,525	668,453	1 財政調整基金繰入金	1,525	財政調整基金繰入金	1,525
25 ふるさぽーと基金繰入金	450,000	12,000	462,000	1 ふるさぽーと基金繰入金	12,000	ふるさぽーと基金繰入金	12,000
計	1,343,187	13,525	1,356,712				

(款)21 諸収入

(項)4 雑入

4 過年度収入	1,328	6,570	7,898	1 過年度収入	6,570	子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度収入 児童手当県負担金過年度収入 児童手当国庫負担金過年度収入 子どものための教育・保育給付費県費負担金過年度収入 子育てのための施設等利用給付費県費負担金過年度収入 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度収入	1,166 463 3,788 1,111 14 28
---------	-------	-------	-------	---------	-------	---	--

5 雑入	205,243	16,736	221,979	2 雑入	16,736	後期高齢者医療療養給付費負担金精算金	16,736
計	206,573	23,306	229,879				

(款)22 市債

(項) 1 市債

4 農林水産業 債	52,300	12,600	64,900	1 農業債	700	ほ場整備事業債	700
				2 林業債	10,600	林道整備事業債	10,600
				3 水産業債	1,300	漁港整備事業債	1,300
8 教育債	457,500	700	458,200	1 小学校債	700	小学校施設改修事業債	700
9 災害復旧債	5,600	114,400	120,000	1 農林水産施設 災害復旧債	9,900	現年発生補助災害復旧事業債 過年発生単独災害復旧事業債	15,000 △5,100
				2 公共土木施設 災害復旧債	104,500	現年発生補助災害復旧事業債	104,500
計	1,174,790	127,700	1,302,490				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	187,614	1,071	188,685				1,071	2 給料	77	●議員人件費	737
								3 職員手当等	994	3 職員手当等	737
										・議員期末手当	737
										●職員人件費 (議会事務局)	334
										2 給料	77
										・一般職給料	77
										3 職員手当等	257
										・時間外勤務手当	2
										・期末手当	130
										・勤勉手当	125
計	187,614	1,071	188,685				1,071				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	464,257	5,105	469,362				5,105	2 給料	1,799	●職員人件費 (会計課)	248
								3 職員手当等	3,201	2 給料	56
								13 使用料及び賃借料	105	・一般職給料	56
										3 職員手当等	192
										・時間外勤務手当	2
										・期末手当	97
										・勤勉手当	93
										●秘書事務費	90
										13 使用料及び賃借料	90
										・有料道路通行料	90
										●職員人件費 (企画政策課)	1,203
										2 給料	514
										・一般職給料	514
										3 職員手当等	689
										・時間外勤務手当	45
										・期末手当	338
										・勤勉手当	306
										●職員人件費 (特別職)	141

										3 職員手当等	141
										・特別職期末手当	141
										●職員人件費（総務課）	1,135
										2 給料	446
										・一般職給料	446
										3 職員手当等	689
										・時間外勤務手当	39
										・期末手当	336
										・勤勉手当	314
										●職員人件費（管財契約課）	702
										2 給料	278
										・一般職給料	278
										3 職員手当等	424
										・時間外勤務手当	24
										・期末手当	207
										・勤勉手当	193
										●職員人件費（財政課）	1,054
										2 給料	315
										・一般職給料	315
										3 職員手当等	739
										・時間外勤務手当	293
										・期末手当	232
										・勤勉手当	214
										●業務改善事業	15
										13 使用料及び賃借料	15
										・ソフトウェア使用料	15
										●職員人件費（危機管理課）	517
										2 給料	190
										・一般職給料	190
										3 職員手当等	327
										・時間外勤務手当	18
										・休日勤務手当	3
										・期末手当	157
										・勤勉手当	149
2 人事管理費	500,858	△15,155	485,703				△15,155	4 共済費	△15,155	●総務一般管理費	△15,155
										4 共済費	△15,155

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・職員共済組合追加費用 △15,155	
6 財産管理費	608,393	805	609,198				805	1 報酬 78 10 需用費 727	●庁舎等維持管理費 78 1 報酬 78 ・会計年度任用職員報酬 78 ●公用車費 727 10 需用費 727 ・修繕料 727	
7 企画費	1,074,427	11,992	1,086,419			12,000	△8	8 旅費 176 14 工事請負費 △184 24 積立金 12,000	●基金積立金（ふるさぽーと） 12,000 24 積立金 12,000 ・ふるさぽーと基金積立金 12,000 ●マリーンズ交流推進事業 176 8 旅費 176 ・普通旅費 176 ●小湊さとうみ学校管理運営事業 △184 14 工事請負費 △184 ・小湊さとうみ学校施設改修工事 △184	
8 支所及び出張所費	76,110	575	76,685				575	1 報酬 84 2 給料 118 3 職員手当等 332 10 需用費 46 12 委託料 △5	●職員人件費（出張所） 179 2 給料 47 ・一般職給料 47 3 職員手当等 132 ・期末手当 67 ・勤勉手当 65 ●出張所事務費 45 1 報酬 45 ・会計年度任用職員報酬 45 ●職員人件費（天津小湊支所） 198 2 給料 42 ・一般職給料 42 3 職員手当等 156 ・期末手当 80 ・勤勉手当 76	

										<ul style="list-style-type: none"> ●天津小湊支所事務費 39 <ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 39 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 39 ●天津小湊支所維持管理費 △4 <ul style="list-style-type: none"> 12 委託料 △4 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃委託料 △4 ●公用車費（天津小湊支所） 46 <ul style="list-style-type: none"> 10 需用費 46 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 46 ●職員人件費（コミュニティセンター小湊） 73 <ul style="list-style-type: none"> 2 給料 29 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 29 3 職員手当等 44 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 2 ・期末手当 21 ・勤勉手当 21 ●コミュニティセンター小湊維持管理費 △1 <ul style="list-style-type: none"> 12 委託料 △1 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃委託料 △1
10 電子計算費	171,624	177	171,801				177	10 需用費	177	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹系システム維持管理事業 177 <ul style="list-style-type: none"> 10 需用費 177 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 177
12 コミュニティ振興費	48,385	329	48,714				329	1 報酬	39	●市政協力員設置事業 39 <ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 39 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 39
								2 給料	108	●コミュニティ事業（支所分） △8 <ul style="list-style-type: none"> 12 委託料 △8 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽保守管理委託料 △7 ・浄化槽清掃委託料 △1
								3 職員手当等	190	●職員人件費（協働推進） 298 <ul style="list-style-type: none"> 2 給料 108 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 108 3 職員手当等 190 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 7
								12 委託料	△8	

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・期末手当 93 ・勤勉手当 90	
13 諸費	5,822	29	5,851				29	8 旅費 29	●外国人も暮らしやすいまちづくり事業 29 8 旅費 29 ・費用弁償 29	
計	2,988,986	3,857	2,992,843			12,000	△8,143			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	153,108	1,795	154,903				1,795	2 給料 844 3 職員手当等 951	●職員人件費（税務課） 1,795 2 給料 844 ・一般職給料 844 3 職員手当等 951 ・時間外勤務手当 89 ・期末手当 448 ・勤勉手当 414
計	175,666	1,795	177,461				1,795		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	120,275	956	121,231				956	2 給料 221 3 職員手当等 546 11 役務費 189	●職員人件費（戸籍住民基本台帳） 767 2 給料 221 ・一般職給料 221 3 職員手当等 546 ・時間外勤務手当 111 ・期末手当 223 ・勤勉手当 212 ●窓口業務デジタル化推進事業 189 11 役務費 189 ・電子決済代行手数料 189
計	120,275	956	121,231				956		

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	9,978	66	10,044				66	2 給料	17	●職員人件費（選挙管理委員会事務局）	66		
								3 職員手当等	49			2 給料	17
計	23,446	66	23,512				66						

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	6,091	106	6,197				106	2 給料	53	●職員人件費（統計）	106		
								3 職員手当等	53			2 給料	53
2 基幹統計調査費	4,752	2	4,754				2	3 職員手当等	2	●基幹統計調査費	2		
										3 職員手当等	2	・時間外勤務手当	2
計	10,869	108	10,977				108						

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	18,573	133	18,706				133	2 給料	32	●職員人件費（監査委員事務局）	133		
								3 職員手当等	101			2 給料	32
計	18,573	133	18,706				133						

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	721,837	2,180	724,017			2,503	△323	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 10 需用費 24 積立金	15 722 857 82 504	●基金積立金（地域福祉） 504 24 積立金 504 ・地域福祉基金積立金 504 ●職員人件費（国保会計） 489 2 給料 191 ・一般職給料 191 3 職員手当等 298 ・時間外勤務手当 11 ・期末手当 148 ・勤勉手当 139 ●職員人件費（健康推進課） 384 2 給料 83 ・一般職給料 83 3 職員手当等 301 ・時間外勤務手当 3 ・期末手当 152 ・勤勉手当 146 ●職員人件費（福祉総合相談センター） 89 2 給料 38 ・一般職給料 38 3 職員手当等 51 ・時間外勤務手当 3 ・期末手当 25 ・勤勉手当 23 ●職員人件費（福祉課） 416 2 給料 326 ・一般職給料 326 3 職員手当等 90 ・時間外勤務手当 △424 ・期末手当 264 ・勤勉手当 250

										<ul style="list-style-type: none"> ●天津小湊保健福祉センター維持管理費 97 1 報酬 15 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 15 10 需用費 82 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 82 ●職員人件費（総合相談） 187 2 給料 84 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 84 3 職員手当等 103 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 9 ・休日勤務手当 1 ・期末手当 48 ・勤勉手当 45 ●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業 14 3 職員手当等 14 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 14
2 老人福祉費	1,533,013	4,355	1,537,368				4,355	2 給料	125	●特別会計繰出金（介護） 4,120
								3 職員手当等	110	27 繰出金 4,120
								27 繰出金	4,120	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険特別会計繰出金 4,120
										●職員人件費（後期医会計） 235
										2 給料 125 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 125
										3 職員手当等 110 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 10 ・期末手当 52 ・勤勉手当 48
3 障害者福祉費	997,547	54,256	1,051,803	40,342			13,914	12 委託料	880	●福祉タクシー事業 170
								18 負担金, 補助及び交付金	170	18 負担金, 補助及び交付金 170 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー助成金 170
								19 扶助費	53,206	●障害者福祉扶助事業 1,562
										19 扶助費 1,562 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 1,562
										●自立支援給付事業 52,524
										12 委託料 880

3 民生費

1 社会福祉費

										22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	2,536 2,536
										●子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)支給事業	3,669
										3 職員手当等 ・時間外勤務手当	6 6
										22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	3,663 3,663
										●保育士等処遇改善臨時特例事業	1,929
										22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	1,929 1,929
										●子育て世帯生活支援給付金支給事業(物価高騰対策)	12
										3 職員手当等 ・時間外勤務手当	12 12
3 母子福祉費	97,493	4,170	101,663				4,170	22 償還金, 利子及び割引料	4,170	●児童扶養手当費	127
										22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	127 127
										●母子生活支援施設措置事業	1,255
										22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	1,255 1,255
										●母子家庭及び父子家庭等自立支援事業	2,788
										22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	2,788 2,788
5 認定こども園費	697,497	8,187	705,684				8,187	2 給料	3,945	●職員人件費(認定こども園)	7,847
								3 職員手当等	3,902	2 給料 ・一般職給料	3,945 3,945
								10 需用費	340	3 職員手当等 ・時間外勤務手当 ・期末手当 ・勤勉手当	3,902 275 1,886 1,741
										●認定こども園維持管理費	340
										10 需用費	340

3 民生費

2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										・修繕料 340
6 子ども・子育て支援事業費	810,060	3,904	813,964	218			3,686	12 委託料	326	●地域子育て支援拠点事業 241
								22 償還金, 利子及び割引料	3,578	12 委託料 241 ・地域子育て支援拠点事業委託料 241 ●一時預かり事業 75 12 委託料 75 ・一時預かり事業委託料 75 ●病児保育事業 10 12 委託料 10 ・病児保育事業委託料 10 ●地域子ども・子育て支援事業事務費 3,578 22 償還金, 利子及び割引料 3,578 ・国県支出金等返還金 3,578
計	2,260,823	37,266	2,298,089	2,929			200	34,137		

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	55,915	467	56,382				467	2 給料	203	●職員人件費 (生活保護) 467
								3 職員手当等	264	2 給料 203 ・一般職給料 203 3 職員手当等 264 ・時間外勤務手当 19 ・期末手当 127 ・勤勉手当 118
2 扶助費	453,286	43,660	496,946	32,745			10,915	19 扶助費	43,660	●扶助費 43,660 19 扶助費 43,660 ・生活扶助費 5,417 ・住宅扶助費 3,727 ・医療扶助費 29,888 ・介護扶助費 4,628
計	509,201	44,127	553,328	32,745			11,382			

(款) 3 民生費

(項) 4 国民年金事務取扱費

1 国民年金事務取扱費	5,944	133	6,077				133	2 給料	72	●職員人件費（国民年金）	133
								3 職員手当等	61	2 給料	72
										・一般職給料	72
										3 職員手当等	61
										・時間外勤務手当	8
										・期末手当	28
										・勤勉手当	25
計	5,944	133	6,077				133				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	220,428	1,826	222,254	66			1,760	1 報酬	31	●職員人件費（環境課）	781
								2 給料	646	2 給料	281
								3 職員手当等	1,083	・一般職給料	281
								22 償還金，利子及び割引料	66	3 職員手当等	500
										・時間外勤務手当	20
										・期末手当	247
										・勤勉手当	233
										●職員人件費（保健予防）	891
										2 給料	365
										・一般職給料	365
										3 職員手当等	526
										・時間外勤務手当	51
										・期末手当	246
										・勤勉手当	229
										●養育医療給付事業	66
										22 償還金，利子及び割引料	66
										・国県支出金等返還金	66
										●出産・子育て応援事業	88
										1 報酬	31
										・会計年度任用職員報酬	31
										3 職員手当等	57
										・時間外勤務手当	57
2 予防費	258,145	146	258,291	145			1	1 報酬	78	●新型コロナワクチン予防接種事業	146
								3 職員手当等	68	1 報酬	78
										・会計年度任用職員報酬	78

4 衛生費

1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									3 職員手当等 ・時間外勤務手当	68 68	
3 環境衛生費	85,412	206	85,618				206	1 報酬 8 旅費	200 6	●環境衛生事務費 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬 ●環境審議会運営事業 1 報酬 ・環境審議会委員報酬 8 旅費 ・費用弁償 ●公共施設浄化槽管理事業 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬 ●観光用トイレ維持管理事業 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬	39 39 39 76 70 70 6 6 20 20 20 71 71 71
計	565,837	2,178	568,015	211			1,967				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2 塵芥処理費	1,114,342	972	1,115,314				972	2 給料	260	●職員人件費(清掃センター)	972
								3 職員手当等	712	2 給料 ・一般職給料 3 職員手当等 ・時間外勤務手当 ・休日勤務手当 ・期末手当 ・勤勉手当	260 260 712 3 21 352 336
3 し尿処理費	235,211	705	235,916				705	2 給料	183	●職員人件費(衛生センター)	705
								3 職員手当等	522	2 給料 ・一般職給料 3 職員手当等 ・時間外勤務手当 ・休日勤務手当	183 183 522 5 1

										・期末手当	263
										・勤勉手当	253
計	1,631,894	1,677	1,633,571				1,677				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	115,125	1,851	116,976				1,851	2 給料	604	●職員人件費（農林水産課）	1,733										
								3 職員手当等	1,247	2 給料	578	・一般職給料	578	3 職員手当等	1,155	・時間外勤務手当	480	・休日勤務手当	2	・期末手当	348
3 農業振興費	269,092	16,108	285,200	11,874			4,234	1 報酬	39	●職員人件費（農業委員会事務局）	118										
								12 委託料	11,190	2 給料	26	・一般職給料	26	3 職員手当等	92	・時間外勤務手当	2	・期末手当	46	・勤勉手当	44
								18 負担金、補助及び交付金	4,879	●有害鳥獣対策事業	11,190	12 委託料	11,190	・有害鳥獣捕獲委託料	11,190	●農業振興事業	312	18 負担金、補助及び交付金	312	・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金	312
										●経営所得安定対策推進事業	39	1 報酬	39	・会計年度任用職員報酬	39	●担い手支援事業	4,567	18 負担金、補助及び交付金	4,567	・認定農業者農業用機械等整備事業補助金	200

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										・千葉県経営体育成支援事業補助金 4,367
5 農地費	48,006	1,065	49,071		700	10,000	△9,635	18 負担金, 補助及び交付金	1,065	●農業生産基盤の整備及び維持管理事業 1,065 18 負担金, 補助及び交付金 1,065 ・加茂川中部地区県営ほ場整備事業負担金 845 ・市単土地改良事業補助金 220
計	469,778	19,024	488,802	11,874	700	10,000	△3,550			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	76,450	3,275	79,725	833			2,442	12 委託料 18 負担金, 補助及び交付金	2,233 1,042	●森林整備事業 3,275 12 委託料 2,233 ・森林経営管理事業委託料 2,233 18 負担金, 補助及び交付金 1,042 ・県単森林整備事業補助金 1,042
計	76,450	3,275	79,725	833			2,442			

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

1 水産業総務費	16,315	191	16,506				191	2 給料 3 職員手当等	84 107	●職員人件費(水産) 191 2 給料 84 ・一般職給料 84 3 職員手当等 107 ・時間外勤務手当 8 ・休日勤務手当 1 ・期末手当 51 ・勤勉手当 47
3 漁港管理費	65,830	3,197	69,027	1,598	1,300	319	△20	14 工事請負費	3,197	●漁港施設維持管理事業 3,197 14 工事請負費 3,197 ・漁港整備工事 3,197
計	131,225	3,388	134,613	1,598	1,300	319	171			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	80,036	982	81,018				982	2 給料	432	●職員人件費 (商工観光課)	982
								3 職員手当等	550	2 給料	432
										・一般職給料	432
										3 職員手当等	550
										・時間外勤務手当	33
										・休日勤務手当	15
										・期末手当	261
										・勤勉手当	241
計	383,160	982	384,142				982				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	139,939	2,670	142,609				2,670	1 報酬	39	●職員人件費 (都市建設課)	2,631
								2 給料	1,400	2 給料	1,400
								3 職員手当等	1,231	・一般職給料	1,400
										3 職員手当等	1,231
										・時間外勤務手当	131
										・期末手当	575
										・勤勉手当	525
										●土木総務事務費	39
										1 報酬	39
										・会計年度任用職員報酬	39
計	139,939	2,670	142,609				2,670				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁維持費	341,253	6,169	347,422				6,169	1 報酬	173	●道路橋梁維持補修事業	5,921
								14 工事請負費	5,921	14 工事請負費	5,921
								17 備品購入費	75	・維持補修工事	5,921
										●道路橋梁維持補修事業 (支所分)	248
										1 報酬	173
										・会計年度任用職員報酬	173
										17 備品購入費	75
										・管理用備品費	75
3 道路橋梁新設改良費	200,628	4,030	204,658				4,030	14 工事請負費	4,030	●防災・安全社会資本整備交付金事業	4,030
										14 工事請負費	4,030

8 土木費

2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・市道整備工事	4,030
計	555,015	10,199	565,214				10,199			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

4 公園費	33,935	195	34,130				195	1 報酬	195	●公園維持管理事業	195
										1 報酬	195
										・会計年度任用職員報酬	195
計	98,448	195	98,643				195				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	66,643	6,968	73,611				6,968	3 職員手当等	7,070	●災害対策事業	△102
								8 旅費	△51	8 旅費	△51
								10 需用費	3	・普通旅費	△51
								18 負担金, 補助及び交付金	△54	10 需用費	3
										・光熱水費	3
										18 負担金, 補助及び交付金	△54
										・災害時相互援助協定締結自治体連絡調整会議負担金	△54
										●災害対策本部等事務費	7,070
										3 職員手当等	7,070
										・時間外勤務手当	6,153
										・休日勤務手当	83
										・管理職員特別勤務手当	834
計	885,019	6,968	891,987				6,968				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	191,515	1,503	193,018				1,503	1 報酬	115	●職員人件費(教育長)	66
								2 給料	383	3 職員手当等	66
								3 職員手当等	870	・教育長期末手当	66
								10 需用費	135	●職員人件費(学校教育課)	1,187
										2 給料	383
										・一般職給料	383
										3 職員手当等	804

										<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 25 ・期末手当 402 ・勤勉手当 377 ●教育委員会事務局事務費 115 1 報酬 115 ・会計年度任用職員報酬 115 ●公用車費（学校教育課） 135 10 需用費 135 ・燃料費 135
計	193,153	1,503	194,656				1,503			

(款)10 教育費

(項)2 小学校費

1 学校管理費	147,891	1,064	148,955		700		364	1 報酬	176	●小学校管理運営事業 317
								10 需用費	713	1 報酬 176
								12 委託料	34	・会計年度任用職員報酬 176
								13 使用料及び賃借料	141	13 使用料及び賃借料 141
										<ul style="list-style-type: none"> ・複写機使用料 141 ●小学校施設維持管理事業 713 10 需用費 713 ・修繕料 713 ●児童及び教職員健康管理事業 34 12 委託料 34 ・児童健康診断委託料 △39 ・教職員健康診断委託料 73
2 教育振興費	82,787	12,301	95,088				12,301	10 需用費	12,301	●小学校教育振興事業 12,301
										10 需用費 12,301
										・消耗品費 12,301
計	230,678	13,365	244,043		700		12,665			

(款)10 教育費

(項)3 中学校費

1 学校管理費	97,471	1,022	98,493				1,022	1 報酬	55	●中学校管理運営事業 55
								10 需用費	654	1 報酬 55
								12 委託料	△50	・会計年度任用職員報酬 55
								15 原材料費	363	●中学校施設維持管理事業 654
										10 需用費 654
										・修繕料 654

10 教育費

3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									●生徒及び教職員健康管理事業 △50 12 委託料 △50 ・生徒健康診断委託料 △17 ・教職員健康診断委託料 △33 ●中学校施設維持管理事業（災害経費） 363 15 原材料費 363 ・校舎等整備用材料 363	
2 教育振興費	45,649	608	46,257				608	18 負担金, 補助及び交付金	608	●大会派遣等補助事業 608 18 負担金, 補助及び交付金 608 ・大会派遣費補助金 608
計	143,120	1,630	144,750				1,630			

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	78,974	607	79,581				607	2 給料	234	●職員人件費（生涯学習課） 607 2 給料 234 ・一般職給料 234 3 職員手当等 373 ・時間外勤務手当 17 ・期末手当 185 ・勤勉手当 171
								3 職員手当等	373	
2 公民館費	270,939	56	270,995				56	2 給料	12	●職員人件費（公民館） 56 2 給料 12 ・一般職給料 12 3 職員手当等 44 ・時間外勤務手当 1 ・期末手当 22 ・勤勉手当 21
								3 職員手当等	44	
3 図書館費	44,754	254	45,008				254	2 給料	100	●職員人件費（図書館） 254 2 給料 100 ・一般職給料 100 3 職員手当等 154 ・時間外勤務手当 8
								3 職員手当等	154	

										・期末手当	75
										・勤勉手当	71
6 郷土資料館費	24,952	630	25,582				630	1 報酬	144	●職員人件費（郷土資料館）	486
								2 給料	82	2 給料	82
								3 職員手当等	404	・一般職給料	82
										3 職員手当等	404
										・時間外勤務手当	306
										・期末手当	51
										・勤勉手当	47
										●郷土資料館等事務費	144
										1 報酬	144
										・会計年度任用職員報酬	144
計	425,679	1,547	427,226				1,547				

(款)10 教育費

(項)6 保健体育費

1 保健体育総務費	101,221	△926	100,295				△926	2 給料	339	●職員人件費（スポーツ振興課）	873
								3 職員手当等	534	2 給料	339
								7 報償費	△467	・一般職給料	339
								12 委託料	△332	3 職員手当等	534
								18 負担金、補助及び交付金	△1,000	・時間外勤務手当	29
										・期末手当	262
										・勤勉手当	243
										●スポーツを通じた地域振興事業	△1,799
										7 報償費	△467
										・地域おこし協力隊報償金	△467
										12 委託料	△332
										・地域おこし協力隊支援委託料	△332
										18 負担金、補助及び交付金	△1,000
										・地域おこし協力隊起業支援事業補助金	△1,000
2 体育施設費	604,682	△125	604,557				△125	12 委託料	△59	●総合運動施設維持管理費	△125
								14 工事請負費	△66	12 委託料	△59
										・空調設備保守委託料	△33

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・浄化槽清掃委託料 △15 ・特殊建築物等定期点検委託料 △11 14 工事請負費 △66 ・野球場施設設備改修工事 △66	
3 学校給食費	253,875	136	254,011				136	2 給料 27 3 職員手当等 91 10 需用費 18	●職員人件費（給食センター） 118 2 給料 27 ・一般職給料 27 3 職員手当等 91 ・時間外勤務手当 2 ・期末手当 46 ・勤勉手当 43 ●公用車費（給食センター） 18 10 需用費 18 ・燃料費 18	
計	959,778	△915	958,863				△915			

(款)11 災害復旧費

(項)1 農林水産施設災害復旧費

1 林業施設災害復旧費	20,674	36,699	57,373	17,680	19,000		19	14 工事請負費	36,699	●林道災害復旧事業 30,000 14 工事請負費 30,000 ・林道災害復旧工事 30,000 ●県単林道災害復旧事業 6,699 14 工事請負費 6,699 ・林道災害復旧工事 6,699
2 農地農業用施設災害復旧費	42,400	57,750	100,150	29,625	1,500	26,375	250	14 工事請負費	57,750	●農地農業用施設災害復旧事業 57,750 14 工事請負費 57,750 ・農地農業用施設災害復旧工事 57,750
計	63,074	94,449	157,523	47,305	20,500	26,375	269			

(款)11 災害復旧費

(項)2 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	31,119	322,816	353,935	209,438	104,500		8,878	12 委託料 1,716 14 工事請負費 314,000	●土木施設災害復旧事業 322,816 12 委託料 1,716
-------------	--------	---------	---------	---------	---------	--	-------	----------------------------------	-------------------------------------

								21 補償, 補填及 び賠償金	7,100	・資材価格等調査委託料 1,716 14 工事請負費 314,000 ・市道災害復旧工事 314,000 21 補償, 補填及び賠償金 7,100 ・電柱移設補償 7,100
計	31,119	322,816	353,935	209,438	104,500		8,878			

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		20,627	9,181 4.45	190	29,998	4,557	34,555	
	議員	18	73,656		33,146 4.50		106,802	23,368	130,170	
	その他の 特別職	1,099	49,569				49,569		49,569	
	計	1,120	123,225	20,627	42,327	190	186,369	27,925	214,294	
補正前	長等	3		20,627	8,974 4.35	190	29,791	4,557	34,348	
	議員	18	73,656		32,409 4.40		106,065	23,368	129,433	
	その他の 特別職	1,099	49,499				49,499		49,499	
	計	1,120	123,155	20,627	41,383	190	185,355	27,925	213,280	
比較	長等	0		0	207 0.10	0	207	0	207	
	議員	0	0		737 0.10		737	0	737	
	その他の 特別職	0	70				70		70	
	計	0	70	0	944	0	1,014	0	1,014	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (367)	333,031	1,496,953	851,085	2,681,069	543,486	3,224,555	
補正前	367 (367)	331,640	1,483,169	824,824	2,639,633	543,486	3,183,119	
比較	0 (0)	1,391	13,784	26,261	41,436	0	41,436	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	37,572	24,798	4,665	117,405	7,937	1,369	24,465	353,672	265,042	14,160	0	0	851,085
	補正前	37,572	24,798	4,665	109,592	7,810	535	24,465	344,624	256,603	14,160	0	0	824,824
	比較	0	0	0	7,813	127	834	0	9,048	8,439	0	0	0	26,261

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	367 (12)	0	1,496,953	822,192	2,319,145	477,749	2,796,894	
補正前	367 (12)	0	1,483,169	795,931	2,279,100	477,749	2,756,849	
比較	0 (0)	0	13,784	26,261	40,045	0	40,045	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	37,572	24,798	4,665	117,405	7,937	1,369	24,465	324,779	265,042	14,160	0	0	822,192
	補正前	37,572	24,798	4,665	109,592	7,810	535	24,465	315,731	256,603	14,160	0	0	795,931
	比較	0	0	0	7,813	127	834	0	9,048	8,439	0	0	0	26,261

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (355)	333,031	0	28,893	361,924	65,737	427,661	
補正前	0 (355)	331,640	0	28,893	360,533	65,737	426,270	
比較	0 (0)	1,391	0	0	1,391	0	1,391	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	28,893	0	0	0	0	28,893
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	28,893	0	0	0	0	28,893
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	13,784	給与改定に伴う増減分	13,784		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	26,261	制度改正に伴う増減分	19,248		
		その他の増減分	7,013	時間外勤務手当の増額等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	331,067	333,997	293,301		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	389,441	373,795	336,112		352,320	376,715
	平均年齢月数(歳)	44.5	55.4	42.1		47.1	43.2
令和 5年8月1日 現在	平均給料月額(円)	331,801	333,997	301,044		319,933	311,400
	平均給与月額(円)	384,063	368,294	330,821		421,628	372,076
	平均年齢月数(歳)	44.3	55.3	41.9		47.0	43.0

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円) 150,100 ~ 169,800	短大卒 (円) 180,700	(円)	短大卒 (円) 173,700	旧中5卒 (円) 175,600
	大学卒	185,200		197,500		191,500	218,600
国	高校卒	154,600	151,900	短大卒 193,000		短大卒 170,500	旧中5卒 169,900
	大学卒	185,200		220,100		191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.1										
	6級	29	12.0										
	5級	70	28.9						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.3	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	14	5.8			(1)	(100.0)						
	計	242 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)
令和 5年8月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	22	9.0										
	6級	29	11.9										
	5級	70	28.8						2	66.7	1	11.1	
	4級	41	16.9								2	22.2	
	3級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	2級	20	8.2	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	1級	15	6.2			(1)	(100.0)						
	計	243 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	364	243	35	74		3	9
昇給に係る職員数 (B) (人)	292	203	15	63		2	9
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)	3	3				
	3号給 (人)	11	7	1	1		2
	4号給 (人)	278	193	14	62	2	7
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	80.2	83.5	42.9	85.1		66.7	100.0

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年11月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	8.02
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 70 号

令和 5 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,203 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,031,293 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		2,992,578	1,144	2,993,722
	1 県負担金	2,992,578	1,144	2,993,722
10 繰入金		366,919	2,059	368,978
	2 基金繰入金	109,123	2,059	111,182
歳入	合計	4,028,090	3,203	4,031,293

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,050	198	19,248
	1 総務管理費	11,916	198	12,114
11 諸支出金		3,871	3,005	6,876
	1 償還金及び還付加算金	3,071	2,059	5,130
	2 繰出金	800	946	1,746
歳 出	合 計	4,028,090	3,203	4,031,293

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	253
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	132
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	773
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	568
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	118
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和5年度 至 令和6年度	309
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,774

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 県支出金	2,992,578	1,144	2,993,722
10 繰入金	366,919	2,059	368,978
歳入合計	4,028,090	3,203	4,031,293

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	19,050	198	19,248	198			
11 諸支出金	3,871	3,005	6,876	946			2,059
歳 出 合 計	4,028,090	3,203	4,031,293	1,144			2,059

2 歳 入

(款) 7 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等交付金	2,992,578	1,144	2,993,722	2 保険給付費等 交付金 (特別 交付金)	1,144	特別調整交付金分 198 直営診療施設整備費分 946
計	2,992,578	1,144	2,993,722			

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基 金繰入金	109,123	2,059	111,182	1 財政調整基金 繰入金	2,059	財政調整基金繰入金 2,059
計	109,123	2,059	111,182			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	10,301	198	10,499	198				12 委託料	198	●一般管理事務費 12 委託料 ・システム改修委託料	198 198 198
計	11,916	198	12,114	198							

(款)11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	1	2,059	2,060				2,059	22 償還金, 利子及び割引料	2,059	●国庫支出金等返還金 22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金	2,059 2,059 2,059
計	3,071	2,059	5,130				2,059				

(款)11 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 直営診療施設勘定繰出金	800	946	1,746	946				27 繰出金	946	●直営診療施設勘定繰出金 27 繰出金 ・直営診療施設勘定繰出金	946 946 946
計	800	946	1,746	946							

議案第 71 号

令和 5 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,061 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,621,884 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,090,907	3,534	1,094,441
	1 国庫負担金	743,032	133	743,165
	2 国庫補助金	347,875	3,401	351,276
3 支払基金交付金		1,151,943	180	1,152,123
	1 支払基金交付金	1,151,943	180	1,152,123
4 県支出金		644,805	83	644,888
	1 県負担金	622,395	83	622,478
6 繰入金		788,867	4,264	793,131
	1 一般会計繰入金	724,894	4,120	729,014
	2 基金繰入金	63,973	144	64,117
歳入合計		4,613,823	8,061	4,621,884

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		119,262	7,393	126,655
	1 総務管理費	86,295	6,033	92,328
	3 介護認定審査会費	29,885	1,360	31,245
2 保険給付費		4,201,312	668	4,201,980
	2 介護予防サービス等諸費	106,227	668	106,895
歳 出	合 計	4,613,823	8,061	4,621,884

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	1,353
介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	1,320
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和5年度 至 令和6年度	660
介護報酬等検索システム利用料	自 令和5年度 至 令和6年度	32
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	109
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	185
生活支援体制整備事業委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	6,000
高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	13,660
第一号介護予防支援業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	6,346

緊急通報システム業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,620
独居老人等安否確認委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	2,313
認知症初期スクリーニングシステム利用料	自 令和5年度 至 令和6年度	49
地域包括支援センターサブセンター業務委託料	自 令和5年度 至 令和8年度	73,497

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,090,907	3,534	1,094,441
3 支払基金交付金	1,151,943	180	1,152,123
4 県支出金	644,805	83	644,888
6 繰入金	788,867	4,264	793,131
歳入合計	4,613,823	8,061	4,621,884

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	119,262	7,393	126,655	3,355			4,038
2 保険給付費	4,201,312	668	4,201,980	262		180	226
歳 出 合 計	4,613,823	8,061	4,621,884	3,617		180	4,264

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 介護給付費負担金	743,032	133	743,165	1 現年度分	133	介護給付費負担金	133
計	743,032	133	743,165				

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	294,092	46	294,138	1 現年度分	46	調整交付金	46
4 介護保険事業費補助金	0	3,355	3,355	1 介護保険事業費補助金	3,355	介護保険事業費補助金	3,355
計	347,875	3,401	351,276				

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,134,355	180	1,134,535	1 現年度分	180	介護給付費交付金	180
計	1,151,943	180	1,152,123				

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	622,395	83	622,478	1 現年度分	83	介護給付費負担金	83
計	622,395	83	622,478				

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	525,165	83	525,248	1 現年度分	83	介護給付費繰入金	83
4 その他一般会計繰入金	177,325	4,037	181,362	1 職員給与費等繰入金	363	職員給与費等繰入金 (介護保険職員分)	272
				2 事務費繰入金	3,674	職員給与費等繰入金 (地域支援事業職員分)	91
計	724,894	4,120	729,014			事務費繰入金 (介護保険事業分)	3,674

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

2 介護給付費 準備基金繰 入金	63,973	144	64,117	1 介護給付費準 備基金繰入金	144	介護給付費準備基金繰入金	144
計	63,973	144	64,117				

										・介護認定調査委託料	319
計	29,885	1,360	31,245	520			840				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス等給付費	106,227	668	106,895	262		180	226	18 負担金, 補助及び交付金	668	●介護予防住宅改修費	668
										18 負担金, 補助及び交付金	668
										・介護予防住宅改修費	668
計	106,227	668	106,895	262		180	226				

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	10 (19)	15,669	38,413	20,656	74,738	12,274	87,012	
補正前	10 (19)	15,669	37,937	20,175	73,781	12,274	86,055	
比較	0 (0)	0	476	481	957	0	957	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		278	724	0	3,237	202	0	0	9,047	6,832	336	0	0
補正前		278	724	0	3,198	201	0	0	8,819	6,619	336	0	0	20,175
比較		0	0	0	39	1	0	0	228	213	0	0	0	481

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	10 (0)	0	38,413	19,596	58,009	12,274	70,283	
補正前	10 (0)	0	37,937	19,115	57,052	12,274	69,326	
比較	0 (0)	0	476	481	957	0	957	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	278	724	0	3,237	202	0	0	7,987	6,832	336	0	0	19,596
	補正前	278	724	0	3,198	201	0	0	7,759	6,619	336	0	0	19,115
	比較	0	0	0	39	1	0	0	228	213	0	0	0	481

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	476	給与改定に伴う増減分	476		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	481	制度改正に伴う増減分	481		
		その他の増減分	0		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	288,362					348,000
	平均給与月額(円)	333,974					383,550
	平均年齢月数(歳)	38.6					44.7
令和 5年8月1日 現在	平均給料月額(円)	301,200					348,000
	平均給与月額(円)	342,177					391,532
	平均年齢月数(歳)	40.1					44.5

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中5卒 (円) 175,600
	大学卒	185,200					218,600
国	高校卒	154,600		短大卒		短大卒	旧中5卒 169,900
	大学卒	185,200					216,000

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年11月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	2	25.0										
	4級	2	25.0									1	100.0
	3級	1	12.5										
	2級	1	12.5									(1)	(100.0)
	1級	2	25.0										
	計	8	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)
令和 5年8月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	2	28.6										
	4級	2	28.6									1	100.0
	3級	1	14.3										
	2級	1	14.3									(1)	(100.0)
	1級	1	14.2										
	計	7	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事				
7級	課長、主幹				
6級	課長補佐				
5級	係長、主査				保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査				看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師				主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師				保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師				准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	8	7					1
昇給に係る職員数 (B) (人)	8	7					1
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)						
	3号給 (人)						
	4号給 (人)	8	7				1
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0					100.0

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	
補正前	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.30 (1.20)	4.50 (2.35)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年11月1日現在)	—
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 72 号

令和 5 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 650 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 604,068 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		10,463	650	11,113
	2 償還金及び還付加算金	1,100	650	1,750
歳入合計		603,418	650	604,068

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		3,147	650	3,797
	1 償還金及び還付加算金	1,100	650	1,750
歳 出 合 計		603,418	650	604,068

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	138
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	155

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 諸収入	10,463	650	11,113
歳入合計	603,418	650	604,068

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	3,147	650	3,797				650
歳 出 合 計	603,418	650	604,068				650

2 歳 入

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料還付 金	1,000	650	1,650	1 保険料還付金	650	保険料還付金 650
計	1,100	650	1,750			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保険料還付金	1,000	650	1,650				650	22 償還金, 利子及び割引料	650	●保険料過誤納還付金 22 償還金, 利子及び割引料 ・後期高齢者医療保険料過誤納還付金	650 650 650
計	1,100	650	1,750				650				

令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	12,173
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	11,778
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	225
水質検査業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	15,403
土砂処理業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	41,250
薬品等に係る購入費	自 令和5年度 至 令和6年度	65,685

令和5年12月1日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

議案第74号

令和5年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度鴨川市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度鴨川市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	事業収益	1,385,337千円	12,797千円	1,398,134千円
第1項	医業収益	1,238,587千円	6,641千円	1,245,228千円
第2項	医業外収益	146,750千円	6,156千円	152,906千円
		支	出	
第1款	事業費	1,385,337千円	12,797千円	1,398,134千円
第1項	医業費用	1,316,785千円	11,143千円	1,327,928千円
第2項	医業外費用	68,552千円	1,654千円	70,206千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 67,320千円は、過年度分損益勘定留保資金 67,140千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	48,269千円	946千円	49,215千円
第3項	補助金	0千円	946千円	946千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	13,724
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	5,988
事務機器等に係る賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	3,103

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	776,528 千円	△ 5,726 千円	770,802 千円

第6条 予算第10条中「72,850千円」を「87,850千円」に改める。

令和5年12月1日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和5年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業収益			1,385,337	12,797	1,398,134		
	1 医業収益		1,238,587	6,641	1,245,228		
		3 その他医業収益	48,006	1,821	49,827	公衆衛生活動収益	1,821
		8 訪問リハビリテーション収益	1,429	4,820	6,249	訪問リハビリテーション収益	4,820
	2 医業外収益		146,750	6,156	152,906		
		4 負担金交付金	16,800	2,536	19,336	交付金	2,536
6 補助金		0	3,620	3,620	県補助金	3,620	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業費			1,385,337	12,797	1,398,134		
	1 医業費用		1,316,785	11,143	1,327,928		
		1 給与費	778,768	△ 5,726	773,042	報酬	△ 5,726
		2 材料費	77,348	15,545	92,893	薬品費	3,000
						診療材料費	12,000
						給食材料費	545
		3 経費	225,834	964	226,798	旅費交通費	80
						光熱水費	1,500
						保険料	361
						賃借料	△ 6,982
						委託料	6,005
6 研究研修費	67,642	360	68,002	謝金	360		
2 医業外費用		68,552	1,654	70,206			
	2 その他医業外費用	56,747	1,654	58,401	雑支出	1,654	

資本的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的収入			48,269	946	49,215		
	3 補助金		0	946	946		
		1 補助金	0	946	946	国民健康保険特別会計補助金	946

2) 令和5年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	0	0	0
減価償却費	165,708	0	165,708
引当金の増減額(△は減少)	0	0	0
長期前受金戻入額	△ 15,098	0	△ 15,098
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 480	0	△ 480
有形固定資産除却損	783	0	783
未収金の増減額(△は増加)	0	0	0
未払金の増減額(△は減少)	3,914	0	3,914
たな卸資産の増減額(△は増加)	0	0	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>154,827</u>	<u>0</u>	<u>154,827</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 41,079	0	△ 41,079
国庫補助金等による収入	0	946	946
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 41,079</u>	<u>946</u>	<u>△ 40,133</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	12,600	0	12,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 70,891	0	△ 70,891
他会計からの出資による収入	35,669	0	35,669
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 22,622</u>	<u>0</u>	<u>△ 22,622</u>
資金増加額	91,126	946	92,072
資金期首残高	434,707	△ 120,313	314,394
資金期末残高	<u>525,833</u>	<u>△ 119,367</u>	<u>406,466</u>

3) 給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5	71 (67)	131,634	273,741	209,325	614,700	156,102	770,802
補正前	5	71 (71)	137,360	273,741	209,325	620,426	156,102	776,528
比較	0	0 (△4)	△ 5,726	0	0	△ 5,726	0	△ 5,726

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		5,898	8,109	29,289	4,162	26,836	636	0	2,790	68,839	46,626	1,866	5,151	9,123
補正前		5,898	8,109	29,289	4,162	26,836	636	0	2,790	68,839	46,626	1,866	5,151	9,123	209,325
比較		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0 (67)	131,509	0	10,955	142,464	22,033	164,497
補正前	0	0 (71)	137,235	0	10,955	148,190	22,033	170,223
比較	0	0 (△4)	△ 5,726	0	0	△ 5,726	0	△ 5,726

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,955	0	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,955	0	0	0	0	10,955
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	293,286			489,185	304,830	301,375
	平均給与月額(円)	363,179			1,004,113	397,614	380,229
	平均年齢月数(歳)	46.3			51.8	45.8	47.3
令和 5年2月1日 現在	平均給料月額(円)	297,709			480,600	313,275	296,021
	平均給与月額(円)	364,904			993,441	379,400	376,360
	平均年齢月数(歳)	45.8			52.3	47.4	46.6

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 158,900	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円) 173,700	旧中5卒 (円) 175,600
	大学卒	185,200			327,000	191,500	218,600
国	高校卒	154,600		短大卒		短大卒 170,500	旧中5卒 169,900
	大学卒	185,200			253,600	191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 5年11月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	1	10.0							5	38.4	2	5.0
	4級									1	7.7	7	17.5
	3級							1	14.2	2	15.4	4	10.0
	2級	7	70.0					3	42.9	4	30.8	25	62.5
	1級							3	42.9	1	7.7	2	5.0
	計	10	100.0					7	100.0	13	100.0	40	100.0
令和 5年2月1日 現在	7級	1	9.1										
	6級	1	9.1										
	5級	1	9.1							5	41.7	1	2.6
	4級	1	9.1							2	16.7	6	15.8
	3級							2	25.0	1	8.3	4	10.5
	2級	5	45.4					3	37.5	4	33.3	25	65.8
	1級	2	18.2					3	37.5			2	5.3
	計	11	100.0					8	100.0	12	100.0	38	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
7級	事務長、主幹				
6級	次長				
5級	係長、主査			技師長、係長	看護師長 保健師長
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任看護師 主任保健師、主査
3級	主任主事、主任技師		病院長、医療参事	技師	主任看護師、主任保健師 主任准看護師、看護師、保健師
2級	主事、技師		副院長、医長	技師	看護師、准看護師 保健師
1級	主事、技師		医師	技師	准看護師

エ 昇給

		合 計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員	
			一般行政職	技能労務職					
本 年 度	職員数 (A) (人)	69	10			7	13	39	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	52	9			3	8	32	
	号給数別内訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)	2						2
		3号給 (人)	1					1	
		4号給 (人)	49	9			3	7	30
		5号給 (人)							
		6号給 (人)							
		7号給 (人)							
		8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	75.4	90.0			42.9	61.5	82.1		

備考 令和5年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.20	2.30	4.50	有	
補正前	2.20	2.20	4.40	有	
国の制度	2.20	2.30	4.50	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和5年11月1日現在)	9.67
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	65.71
代表的な特殊勤務手当の名称	医療危険手当、夜間看護手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和5年12月1日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 石塚 則子
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 小林 裕明
- 3 生年月日 ○○○○

(資料1)

令和5年第4回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料 －

令和5年12月1日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第61号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第6号））	企画総務部 財政課	3
議案第62号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	5
議案第63号	鴨川市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	8
議案第64号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	10
議案第65号	鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課	47
議案第66号	鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	52
議案第67号	鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	55
議案第68号	指定管理者の指定について（鴨川市地域資源総合管理施設）	建設経済部 農林水産課	61
議案第69号	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第7号）	企画総務部 財政課	62
議案第70号	令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課	70
議案第71号	令和5年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 健康推進課	73
議案第72号	令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課	77
議案第73号	令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課	79
議案第74号	令和5年度鴨川市病院事業会計補正予算（第1号）	国保病院	81
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	83
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	

議案第 61 号

専決処分承認を求めることについて（令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号））

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市一般会計予算について、令和 5 年台風第 13 号の大雨により被災した宅地等の所有者等を支援するための予算等を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
19 繰入金	1,424,006	5,000	1,429,006	災害対策基金繰入金
歳入合計	18,769,349	5,000	18,774,349	

イ 歳出（目的別）

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 土木費	876,415	5,000	881,415
歳出合計	18,769,349	5,000	18,774,349

ウ 歳出（性質別）

(単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
補助費等	2,230,063	5,000	2,235,063
歳出合計	18,769,349	5,000	18,774,349

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
8-5-1	被災宅地等復旧支援事業	5,000			5,000		・被災宅地等復旧支援事業補助金 5,000 千円 令和5年台風第13号の大雨により被災した宅地等（以下「被災宅地等」という。）の早期復旧により市民生活の安定を図ることを目的として、被災宅地等の所有者等に対し、復旧に要する経費の一部を補助する。

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
8-5	被災宅地等復旧支援事業	5,000	令和5年台風第13号の大雨により被災した宅地等の早期復旧のために実施する事業であり、適正な事業期間を確保する必要があることにより、年度内の支出が見込めない事業費（被災宅地等復旧支援事業補助金）を令和6年度に繰り越して使用する。

3 専決処分日

令和5年11月20日

議案第 62 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 9 月 22 日に公布された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年国土交通省令第 73 号）により道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の一部が改正され同年 10 月 1 日から施行されたこと及び同年 6 月 14 日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）が同年 12 月 13 日から施行されることに伴い、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
1 市長の附属機関						1 市長の附属機関					
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期	名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略						略					
鴨川市 地域公	市長の諮問に応 じ、重要な地域公	会長 1 人、副	19 人 以内	道路運送法施行 規則（昭和 26 年	2 年	鴨川市 地域公	市長の諮問に応 じ、重要な地域公	会長 1 人、副	19 人 以内	道路運送法施行 規則（昭和 26 年	2 年

公共交通 会議	公共交通施策に関する事項について調査審議を行うこと及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき必要となる事項、国庫補助金交付に必要な交通計画の策定に関する事項等について協議を行うこと。	会長1人及びこれら以外の委員		運輸省令第75号) <u>第9条の3第1項各号及び第2項各号</u> 並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第2項各号に掲げる者のうち市長が必要と認める者		公共交通 会議	公共交通施策に関する事項について調査審議を行うこと及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき必要となる事項、国庫補助金交付に必要な交通計画の策定に関する事項等について協議を行うこと。	会長1人及びこれら以外の委員		運輸省令第75号) <u>第4条の2第1項各号及び第2項各号</u> 並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第2項各号に掲げる者のうち市長が必要と認める者	
略						略					
鴨川市 空家等 対策審 議会	市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） <u>第6条</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項に	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 弁護士、司法書士又は行政書士の資格を有する者 (2) 宅地建物取引士、不動産鑑定士又は土地家屋調査士の資	2年	鴨川市 空家等 対策審 議会	市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） <u>第7条</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項に	会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員	7人以内	(1) 弁護士、司法書士又は行政書士の資格を有する者 (2) 宅地建物取引士、不動産鑑定士又は土地家屋調査士の資	2年

	ついて調査審議を行うこと。			格を有する者 (3) 建築士の資格を有する者 (4) 福祉の関係者 (5) 関係行政機関の職員			ついて調査審議を行うこと。			格を有する者 (3) 建築士の資格を有する者 (4) 福祉の関係者 (5) 関係行政機関の職員	
略					略						
2 教育委員会の附属機関 略					2 教育委員会の附属機関 略						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 令和 5 年 12 月の期末手当の支給率の改定【第 1 条】

期末手当の支給率を 100 分の 227.5（現行 100 分の 217.5）とする。

(2) 令和 6 年度以後の期末手当の支給率の改定【第 2 条】

6 月及び 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 222.5（改正前 6 月 100 分の 217.5、12 月 100 分の 227.5）とする。

支給月	現行	令和 5 年度【第 1 条】	令和 6 年度以後【第 2 条】
6 月	100 分の 217.5	100 分の 217.5（改定なし）	100 分の 222.5
12 月	100 分の 217.5	100 分の 227.5	100 分の 222.5
計	100 分の 435	100 分の 445	100 分の 445

3 施行期日

公布の日。ただし、上記 2 の(2)については令和 6 年 4 月 1 日とし、上記 2 の(1)については令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

【第 1 条】鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>
---	---

【第2条】 鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 64 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

一般職の職員の給与について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定を行う等のため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表の改定【第 1 条】

全ての給料表の給料月額について、若年層に重点を置き、引上げ改定（行政職給料表平均改定率 1.19 パーセント）を行う。

イ 初任給調整手当の改定【第 1 条】

初任給調整手当の支給月額の限度について、医師及び歯科医師を 309,200 円（現行 308,600 円）、医師及び歯科医師以外の医療職を 51,100 円（現行 50,800 円）とする。

ウ 期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

a 令和 5 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第 1 条】

(a) 期末手当の支給率を 100 分の 125（現行 100 分の 120）とする。

(b) 勤勉手当の支給率を 100 分の 105（現行 100 分の 100）とする。

b 令和 6 年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第 2 条】

(a) 6 月及び 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 122.5（改正前 6 月 100 分の 120、12 月 100 分の 125）とする。

(b) 6 月及び 12 月の勤勉手当の支給率を 100 分の 102.5（改正前 6 月 100 分の 100、12 月 100 分の 105）とする。

支給月	区分	現行	令和5年度【第1条】	令和6年度以後【第2条】
6月	期末手当	100分の120	100分の120（改定なし）	100分の122.5
	勤勉手当	100分の100	100分の100（改定なし）	100分の102.5
12月	期末手当	100分の120	100分の125	100分の122.5
	勤勉手当	100分の100	100分の105	100分の102.5
計		100分の440	100分の450	100分の450

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

a 令和5年12月の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第1条】

- (a) 期末手当の支給率を100分の70（現行100分の67.5）とする。
- (b) 勤勉手当の支給率を100分の50（現行100分の47.5）とする。

b 令和6年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第2条】

- (a) 6月及び12月の期末手当の支給率を100分の68.75（改正前6月100分の67.5、12月100分の70）とする。
- (b) 6月及び12月の勤勉手当の支給率を100分の48.75（改正前6月100分の47.5、12月100分の50）とする。

支給月	区分	現行	令和5年度【第1条】	令和6年度以後【第2条】
6月	期末手当	100分の67.5	100分の67.5（改定なし）	100分の68.75
	勤勉手当	100分の47.5	100分の47.5（改定なし）	100分の48.75
12月	期末手当	100分の67.5	100分の70	100分の68.75
	勤勉手当	100分の47.5	100分の50	100分の48.75
計		100分の230	100分の235	100分の235

エ 行政職給料表の改正【第1条】

行政職給料表について、国家公務員の最高号給を上回る6級86号給から89号給までを削除する。

(2) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 特定任期付職員の給料表の改定【第3条】

給料表の給料月額について、引上げ改定を行う。

イ 特定任期付職員の令和5年12月の期末手当の支給率の改定【第3条】

期末手当の支給率を100分の175（現行100分の165）とする。

ウ 特定任期付職員の令和6年度以後の期末手当の支給率の改定【第4条】

6月及び12月の期末手当の支給率を100分の170（改正前6月100分の165、12月100分の175）とする。

支給月	区分	現行	令和5年度【第3条】	令和6年度以後【第4条】
6月	期末手当	100分の165	100分の165（改定なし）	100分の170
12月	期末手当	100分の165	100分の175	100分の170
計		100分の330	100分の340	100分の340

3 施行期日

公布の日。ただし、上記2の(1)ウ(ア)b及び(イ)b並びに(2)ウについては令和6年4月1日とし、上記2の(1)ア、イ及びエ並びに(2)アについては令和5年4月1日から、上記2の(1)ウ(ア)a及び(イ)a並びに(2)イについては同年12月1日から適用する。

【第1条】 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠</p>

<p>員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>308,600 円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>50,800 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退</p>	<p>員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>309,200 円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>51,100 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退</p>
--	--

職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。
次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の100 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の47.5 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	

職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。
次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	

15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>	<u>437,700</u>			15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>	<u>439,300</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>	<u>439,700</u>			16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>	<u>441,200</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,600</u>			17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>	<u>443,000</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>	<u>443,400</u>			18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>	<u>444,800</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>	<u>445,200</u>			19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>	<u>446,600</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>446,900</u>			20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>	<u>448,300</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>448,700</u>			21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>	<u>450,100</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>450,200</u>			22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>			23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>	<u>453,000</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>453,100</u>			24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	<u>454,500</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>454,500</u>			25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	<u>455,900</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>455,800</u>			26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,200</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,100</u>			27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	<u>458,500</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>			28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	<u>459,700</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>			29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>			30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>			31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>			32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>			33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>			34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>			35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>			36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>			37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>			38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>			39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>			40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>

41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>		41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>		42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>		43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>		44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>		45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>470,000</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>		46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>		
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>		47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>		
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>		48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>		
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>		49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>		
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>		50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>		
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>		51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>		
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>		52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>		
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>		53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>		
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>		54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>		
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>		55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>		
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>		56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>		
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>		57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>		
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>		58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>		
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>		59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>		
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>		60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>		
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>		61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>		
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>				
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>				
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>				
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>		65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>				
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>		66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>				
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>		67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>				

68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>				68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>		
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>				69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>		
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>				70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>		
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>				71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>		
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>				72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>		
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>				73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>		
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>				74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>		
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>				75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>		
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>				76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>		
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>				77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>		
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>				78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>		
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>				79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>		
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>				80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>		
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>				81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>		
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>				82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>		
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>				83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>		
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>				84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>		
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>				85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>		
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	<u>410,500</u>				86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>			
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	<u>410,800</u>				87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>			
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	<u>411,000</u>				88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>			
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	<u>411,200</u>				89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>			
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>					90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>			
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>					91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>			
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>					92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>			
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>					93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>			

94	<u>294,900</u>	<u>342,600</u>	<u>381,500</u>							94	<u>295,900</u>	<u>343,600</u>	<u>382,500</u>					
95	<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	<u>381,900</u>							95	<u>296,200</u>	<u>344,100</u>	<u>382,900</u>					
96	<u>295,600</u>	<u>343,500</u>	<u>382,300</u>							96	<u>296,600</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>					
97	<u>295,800</u>	<u>343,700</u>	<u>382,600</u>							97	<u>296,800</u>	<u>344,700</u>	<u>383,600</u>					
98	<u>296,100</u>	<u>344,100</u>								98	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>						
99	<u>296,500</u>	<u>344,500</u>								99	<u>297,500</u>	<u>345,500</u>						
100	<u>296,900</u>	<u>344,800</u>								100	<u>297,900</u>	<u>345,800</u>						
101	<u>297,100</u>	<u>345,100</u>								101	<u>298,100</u>	<u>346,100</u>						
102	<u>297,400</u>	<u>345,500</u>								102	<u>298,400</u>	<u>346,500</u>						
103	<u>297,800</u>	<u>345,900</u>								103	<u>298,800</u>	<u>346,900</u>						
104	<u>298,100</u>	<u>346,300</u>								104	<u>299,100</u>	<u>347,300</u>						
105	<u>298,300</u>	<u>346,800</u>								105	<u>299,300</u>	<u>347,800</u>						
106	<u>298,600</u>	<u>347,200</u>								106	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>						
107	<u>299,000</u>	<u>347,600</u>								107	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>						
108	<u>299,300</u>	<u>348,000</u>								108	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>						
109	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>								109	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>						
110	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>								110	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>						
111	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>								111	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>						
112	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>								112	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>						
113	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>								113	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>						
114	<u>301,000</u>									114	<u>302,000</u>							
115	<u>301,300</u>									115	<u>302,300</u>							
116	<u>301,700</u>									116	<u>302,700</u>							
117	<u>301,900</u>									117	<u>302,900</u>							
118	<u>302,100</u>									118	<u>303,100</u>							
119	<u>302,400</u>									119	<u>303,400</u>							
120	<u>302,700</u>									120	<u>303,700</u>							

	121		<u>303,100</u>						
	122		<u>303,300</u>						
	123		<u>303,600</u>						
	124		<u>303,900</u>						
	125		<u>304,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>154,900</u>	<u>195,500</u>	<u>227,800</u>	<u>257,500</u>	<u>274,800</u>	<u>294,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,000</u>

	121		<u>304,100</u>						
	122		<u>304,300</u>						
	123		<u>304,600</u>						
	124		<u>304,900</u>						
	125		<u>305,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>170,900</u>	<u>208,000</u>	<u>237,200</u>	<u>264,900</u>	<u>280,500</u>	<u>298,100</u>	<u>328,200</u>	<u>363,200</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>160,700</u>	<u>180,700</u>	<u>296,000</u>
	2	<u>162,200</u>	<u>182,800</u>	<u>298,600</u>
	3	<u>163,700</u>	<u>184,900</u>	<u>301,400</u>
	4	<u>165,200</u>	<u>187,100</u>	<u>303,800</u>
	5	<u>166,800</u>	<u>189,100</u>	<u>306,300</u>
	6	<u>168,300</u>	<u>191,100</u>	<u>308,400</u>
	7	<u>169,800</u>	<u>193,200</u>	<u>310,700</u>
8	<u>171,300</u>	<u>195,300</u>	<u>312,800</u>	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>173,600</u>	<u>193,900</u>	<u>303,200</u>
	2	<u>175,100</u>	<u>196,000</u>	<u>305,800</u>
	3	<u>176,700</u>	<u>198,100</u>	<u>308,600</u>
	4	<u>178,200</u>	<u>200,300</u>	<u>311,000</u>
	5	<u>179,800</u>	<u>202,400</u>	<u>313,300</u>
	6	<u>181,300</u>	<u>204,500</u>	<u>315,400</u>
	7	<u>182,900</u>	<u>206,600</u>	<u>317,500</u>
8	<u>184,400</u>	<u>208,700</u>	<u>319,600</u>	

	9	<u>172,900</u>	<u>197,500</u>	<u>314,900</u>			9	<u>186,000</u>	<u>210,900</u>	<u>321,600</u>	
	10	<u>174,900</u>	<u>200,100</u>	<u>317,200</u>			10	<u>188,000</u>	<u>213,300</u>	<u>323,800</u>	
	11	<u>176,700</u>	<u>202,700</u>	<u>319,600</u>			11	<u>189,800</u>	<u>215,600</u>	<u>326,100</u>	
	12	<u>178,500</u>	<u>205,300</u>	<u>322,100</u>			12	<u>191,700</u>	<u>217,800</u>	<u>328,400</u>	
	13	<u>180,200</u>	<u>207,900</u>	<u>324,500</u>			13	<u>193,400</u>	<u>220,200</u>	<u>330,600</u>	
	14	<u>182,400</u>	<u>209,600</u>	<u>326,400</u>			14	<u>195,600</u>	<u>221,900</u>	<u>332,400</u>	
	15	<u>184,400</u>	<u>211,200</u>	<u>328,300</u>			15	<u>197,600</u>	<u>223,400</u>	<u>334,200</u>	
	16	<u>186,300</u>	<u>212,900</u>	<u>330,400</u>			16	<u>199,600</u>	<u>224,900</u>	<u>335,900</u>	
	17	<u>188,300</u>	<u>214,700</u>	<u>332,200</u>			17	<u>201,700</u>	<u>226,600</u>	<u>337,600</u>	
	18	<u>190,400</u>	<u>216,300</u>	<u>334,400</u>			18	<u>203,800</u>	<u>227,900</u>	<u>339,600</u>	
	19	<u>192,500</u>	<u>218,000</u>	<u>336,500</u>			19	<u>205,900</u>	<u>229,100</u>	<u>341,600</u>	
	20	<u>194,600</u>	<u>219,600</u>	<u>338,500</u>			20	<u>208,000</u>	<u>230,400</u>	<u>343,600</u>	
	21	<u>196,800</u>	<u>221,400</u>	<u>340,600</u>			21	<u>210,200</u>	<u>232,100</u>	<u>345,600</u>	
	22	<u>199,200</u>	<u>223,300</u>	<u>342,400</u>			22	<u>212,400</u>	<u>233,800</u>	<u>347,200</u>	
	23	<u>201,700</u>	<u>225,200</u>	<u>344,200</u>			23	<u>214,600</u>	<u>235,500</u>	<u>348,800</u>	
	24	<u>203,900</u>	<u>227,100</u>	<u>345,800</u>			24	<u>216,400</u>	<u>237,100</u>	<u>350,300</u>	
	25	<u>206,300</u>	<u>228,600</u>	<u>347,500</u>			25	<u>218,600</u>	<u>238,600</u>	<u>351,800</u>	
	26	<u>207,900</u>	<u>230,600</u>	<u>349,300</u>			26	<u>220,200</u>	<u>240,600</u>	<u>353,600</u>	
	27	<u>209,600</u>	<u>232,600</u>	<u>351,200</u>			27	<u>221,700</u>	<u>242,500</u>	<u>355,300</u>	
	28	<u>211,300</u>	<u>234,600</u>	<u>353,100</u>			28	<u>223,200</u>	<u>244,400</u>	<u>357,000</u>	
	29	<u>212,800</u>	<u>236,400</u>	<u>354,900</u>			29	<u>224,700</u>	<u>246,100</u>	<u>358,600</u>	
	30	<u>214,200</u>	<u>239,100</u>	<u>356,700</u>			30	<u>225,700</u>	<u>248,500</u>	<u>360,200</u>	
	31	<u>215,800</u>	<u>241,800</u>	<u>358,400</u>			31	<u>226,800</u>	<u>250,900</u>	<u>361,800</u>	
	32	<u>217,300</u>	<u>244,500</u>	<u>360,300</u>			32	<u>228,000</u>	<u>253,300</u>	<u>363,300</u>	

	33	<u>219,000</u>	<u>247,100</u>	<u>361,600</u>			33	<u>229,500</u>	<u>255,700</u>	<u>364,600</u>
	34	<u>220,700</u>	<u>249,900</u>	<u>363,300</u>			34	<u>231,000</u>	<u>258,100</u>	<u>366,100</u>
	35	<u>222,400</u>	<u>252,500</u>	<u>364,800</u>			35	<u>232,500</u>	<u>260,400</u>	<u>367,600</u>
	36	<u>224,100</u>	<u>255,200</u>	<u>366,600</u>			36	<u>234,000</u>	<u>262,600</u>	<u>369,300</u>
	37	<u>225,400</u>	<u>257,500</u>	<u>368,500</u>			37	<u>235,300</u>	<u>264,800</u>	<u>371,000</u>
	38	<u>227,100</u>	<u>259,900</u>	<u>370,000</u>			38	<u>236,900</u>	<u>267,000</u>	<u>372,500</u>
	39	<u>228,800</u>	<u>262,400</u>	<u>371,300</u>			39	<u>238,600</u>	<u>269,400</u>	<u>373,800</u>
	40	<u>230,400</u>	<u>264,600</u>	<u>372,900</u>			40	<u>240,000</u>	<u>271,500</u>	<u>375,200</u>
	41	<u>231,900</u>	<u>267,000</u>	<u>374,000</u>			41	<u>241,400</u>	<u>273,700</u>	<u>376,300</u>
	42	<u>233,600</u>	<u>269,300</u>	<u>375,400</u>			42	<u>242,800</u>	<u>276,000</u>	<u>377,700</u>
	43	<u>235,300</u>	<u>271,500</u>	<u>376,800</u>			43	<u>244,200</u>	<u>278,200</u>	<u>379,100</u>
	44	<u>237,000</u>	<u>273,600</u>	<u>378,300</u>			44	<u>245,600</u>	<u>280,300</u>	<u>380,600</u>
	45	<u>238,700</u>	<u>275,600</u>	<u>379,700</u>			45	<u>247,000</u>	<u>282,300</u>	<u>382,000</u>
	46	<u>240,500</u>	<u>277,800</u>	<u>381,300</u>			46	<u>248,400</u>	<u>284,500</u>	<u>383,600</u>
	47	<u>242,300</u>	<u>279,900</u>	<u>382,900</u>			47	<u>249,800</u>	<u>286,600</u>	<u>385,100</u>
	48	<u>244,000</u>	<u>281,800</u>	<u>384,400</u>			48	<u>251,200</u>	<u>288,500</u>	<u>386,600</u>
	49	<u>245,800</u>	<u>284,000</u>	<u>385,800</u>			49	<u>252,700</u>	<u>290,500</u>	<u>387,900</u>
	50	<u>247,400</u>	<u>285,700</u>	<u>387,300</u>			50	<u>254,100</u>	<u>292,200</u>	<u>389,400</u>
	51	<u>248,800</u>	<u>287,600</u>	<u>388,800</u>			51	<u>255,400</u>	<u>294,000</u>	<u>390,800</u>
	52	<u>250,300</u>	<u>289,400</u>	<u>390,200</u>			52	<u>256,700</u>	<u>295,700</u>	<u>392,100</u>
	53	<u>251,300</u>	<u>290,700</u>	<u>391,400</u>			53	<u>257,700</u>	<u>296,900</u>	<u>393,300</u>
	54	<u>252,700</u>	<u>292,800</u>	<u>392,700</u>			54	<u>259,100</u>	<u>298,900</u>	<u>394,600</u>
	55	<u>254,100</u>	<u>294,800</u>	<u>393,800</u>			55	<u>260,400</u>	<u>300,800</u>	<u>395,700</u>
	56	<u>255,500</u>	<u>297,000</u>	<u>394,900</u>			56	<u>261,700</u>	<u>302,800</u>	<u>396,800</u>
	57	<u>256,400</u>	<u>298,900</u>	<u>396,300</u>			57	<u>262,600</u>	<u>304,700</u>	<u>398,000</u>

	58	<u>257,900</u>	<u>301,300</u>	<u>397,500</u>			58	<u>264,100</u>	<u>306,800</u>	<u>399,200</u>	
	59	<u>259,100</u>	<u>303,500</u>	<u>398,700</u>			59	<u>265,300</u>	<u>309,000</u>	<u>400,400</u>	
	60	<u>260,400</u>	<u>306,100</u>	<u>400,000</u>			60	<u>266,600</u>	<u>311,200</u>	<u>401,600</u>	
	61	<u>261,400</u>	<u>308,300</u>	<u>401,200</u>			61	<u>267,400</u>	<u>313,300</u>	<u>402,700</u>	
	62	<u>262,600</u>	<u>310,700</u>	<u>402,200</u>			62	<u>268,600</u>	<u>315,600</u>	<u>403,700</u>	
	63	<u>263,900</u>	<u>313,000</u>	<u>403,600</u>			63	<u>269,800</u>	<u>317,800</u>	<u>405,000</u>	
	64	<u>265,000</u>	<u>315,200</u>	<u>404,900</u>			64	<u>270,900</u>	<u>319,900</u>	<u>406,200</u>	
	65	<u>266,100</u>	<u>317,300</u>	<u>406,100</u>			65	<u>271,700</u>	<u>322,000</u>	<u>407,400</u>	
	66	<u>266,800</u>	<u>319,100</u>	<u>407,200</u>			66	<u>272,400</u>	<u>323,500</u>	<u>408,500</u>	
	67	<u>267,800</u>	<u>320,700</u>	<u>408,400</u>			67	<u>273,200</u>	<u>325,000</u>	<u>409,600</u>	
	68	<u>268,600</u>	<u>322,300</u>	<u>409,500</u>			68	<u>274,000</u>	<u>326,500</u>	<u>410,700</u>	
	69	<u>269,700</u>	<u>324,200</u>	<u>410,500</u>			69	<u>274,800</u>	<u>328,200</u>	<u>411,700</u>	
	70	<u>271,200</u>	<u>326,300</u>	<u>411,700</u>			70	<u>276,100</u>	<u>330,200</u>	<u>412,900</u>	
	71	<u>272,300</u>	<u>328,400</u>	<u>412,900</u>			71	<u>277,200</u>	<u>332,200</u>	<u>414,100</u>	
	72	<u>273,600</u>	<u>330,400</u>	<u>414,100</u>			72	<u>278,300</u>	<u>334,100</u>	<u>415,300</u>	
	73	<u>275,200</u>	<u>332,500</u>	<u>414,700</u>			73	<u>279,700</u>	<u>335,900</u>	<u>415,900</u>	
	74	<u>276,700</u>	<u>334,600</u>	<u>415,500</u>			74	<u>281,100</u>	<u>337,900</u>	<u>416,700</u>	
	75	<u>278,000</u>	<u>336,800</u>	<u>416,200</u>			75	<u>282,300</u>	<u>339,800</u>	<u>417,400</u>	
	76	<u>279,400</u>	<u>339,000</u>	<u>416,700</u>			76	<u>283,500</u>	<u>341,700</u>	<u>417,900</u>	
	77	<u>280,200</u>	<u>340,700</u>	<u>417,000</u>			77	<u>284,300</u>	<u>343,400</u>	<u>418,200</u>	
	78	<u>281,300</u>	<u>342,600</u>	<u>417,400</u>			78	<u>285,300</u>	<u>345,200</u>	<u>418,600</u>	
	79	<u>282,500</u>	<u>344,300</u>	<u>417,800</u>			79	<u>286,300</u>	<u>346,900</u>	<u>419,000</u>	
	80	<u>283,500</u>	<u>346,100</u>	<u>418,200</u>			80	<u>287,300</u>	<u>348,600</u>	<u>419,400</u>	
	81	<u>284,700</u>	<u>347,900</u>	<u>418,500</u>			81	<u>288,200</u>	<u>350,400</u>	<u>419,700</u>	
	82	<u>285,800</u>	<u>349,700</u>	<u>418,900</u>			82	<u>289,300</u>	<u>352,100</u>	<u>420,100</u>	

	83	<u>287,000</u>	<u>351,100</u>	<u>419,300</u>			83	<u>290,400</u>	<u>353,500</u>	<u>420,500</u>
	84	<u>287,900</u>	<u>352,900</u>	<u>419,600</u>			84	<u>291,200</u>	<u>355,100</u>	<u>420,800</u>
	85	<u>289,100</u>	<u>354,100</u>	<u>419,900</u>			85	<u>292,000</u>	<u>356,300</u>	<u>421,100</u>
	86	<u>290,000</u>	<u>355,700</u>	<u>420,300</u>			86	<u>292,900</u>	<u>357,900</u>	<u>421,500</u>
	87	<u>291,000</u>	<u>357,200</u>	<u>420,700</u>			87	<u>293,700</u>	<u>359,400</u>	<u>421,900</u>
	88	<u>292,000</u>	<u>358,700</u>	<u>421,000</u>			88	<u>294,400</u>	<u>360,900</u>	<u>422,200</u>
	89	<u>292,900</u>	<u>360,000</u>	<u>421,300</u>			89	<u>295,300</u>	<u>362,200</u>	<u>422,500</u>
	90	<u>293,900</u>	<u>361,300</u>	<u>421,600</u>			90	<u>296,200</u>	<u>363,500</u>	<u>422,800</u>
	91	<u>294,600</u>	<u>362,700</u>	<u>421,900</u>			91	<u>296,900</u>	<u>364,800</u>	<u>423,100</u>
	92	<u>295,600</u>	<u>364,100</u>	<u>422,100</u>			92	<u>297,700</u>	<u>366,200</u>	<u>423,300</u>
	93	<u>296,600</u>	<u>365,600</u>	<u>422,300</u>			93	<u>298,600</u>	<u>367,600</u>	<u>423,500</u>
	94	<u>297,500</u>	<u>366,900</u>	<u>422,600</u>			94	<u>299,500</u>	<u>368,900</u>	<u>423,800</u>
	95	<u>298,400</u>	<u>368,200</u>	<u>422,900</u>			95	<u>300,400</u>	<u>370,100</u>	<u>424,100</u>
	96	<u>299,200</u>	<u>369,400</u>	<u>423,100</u>			96	<u>301,100</u>	<u>371,200</u>	<u>424,300</u>
	97	<u>299,500</u>	<u>370,400</u>	<u>423,300</u>			97	<u>301,400</u>	<u>372,200</u>	<u>424,500</u>
	98	<u>300,300</u>	<u>371,400</u>	<u>423,600</u>			98	<u>302,200</u>	<u>373,200</u>	<u>424,800</u>
	99	<u>301,000</u>	<u>372,400</u>	<u>423,900</u>			99	<u>302,900</u>	<u>374,200</u>	<u>425,100</u>
	100	<u>301,800</u>	<u>373,400</u>	<u>424,100</u>			100	<u>303,600</u>	<u>375,100</u>	<u>425,300</u>
	101	<u>302,600</u>	<u>374,300</u>	<u>424,300</u>			101	<u>304,300</u>	<u>375,900</u>	<u>425,500</u>
	102	<u>303,400</u>	<u>375,300</u>				102	<u>305,100</u>	<u>376,900</u>	
	103	<u>304,200</u>	<u>376,300</u>				103	<u>305,900</u>	<u>377,800</u>	
	104	<u>305,000</u>	<u>377,300</u>				104	<u>306,700</u>	<u>378,700</u>	
	105	<u>305,900</u>	<u>378,100</u>				105	<u>307,400</u>	<u>379,500</u>	
	106	<u>306,400</u>	<u>379,000</u>				106	<u>307,800</u>	<u>380,400</u>	
	107	<u>306,900</u>	<u>379,900</u>				107	<u>308,200</u>	<u>381,300</u>	

	108	<u>307,400</u>	<u>380,900</u>				108	<u>308,600</u>	<u>382,200</u>		
	109	<u>307,600</u>	<u>381,700</u>				109	<u>308,800</u>	<u>383,000</u>		
	110	<u>308,000</u>	<u>382,700</u>				110	<u>309,100</u>	<u>384,000</u>		
	111	<u>308,300</u>	<u>383,700</u>				111	<u>309,400</u>	<u>384,900</u>		
	112	<u>308,600</u>	<u>384,700</u>				112	<u>309,700</u>	<u>385,800</u>		
	113	<u>308,800</u>	<u>385,300</u>				113	<u>309,900</u>	<u>386,400</u>		
	114	<u>309,000</u>	<u>386,200</u>				114	<u>310,100</u>	<u>387,300</u>		
	115	<u>309,300</u>	<u>387,100</u>				115	<u>310,400</u>	<u>388,200</u>		
	116	<u>309,600</u>	<u>388,000</u>				116	<u>310,700</u>	<u>389,100</u>		
	117	<u>309,800</u>	<u>388,800</u>				117	<u>310,900</u>	<u>389,900</u>		
	118	<u>310,000</u>	<u>389,500</u>				118	<u>311,100</u>	<u>390,600</u>		
	119	<u>310,200</u>	<u>390,300</u>				119	<u>311,300</u>	<u>391,400</u>		
	120	<u>310,500</u>	<u>391,100</u>				120	<u>311,600</u>	<u>392,200</u>		
	121	<u>310,800</u>	<u>391,700</u>				121	<u>311,900</u>	<u>392,800</u>		
	122	<u>311,100</u>	<u>392,500</u>				122	<u>312,100</u>	<u>393,600</u>		
	123	<u>311,400</u>	<u>393,200</u>				123	<u>312,400</u>	<u>394,300</u>		
	124	<u>311,700</u>	<u>393,900</u>				124	<u>312,700</u>	<u>395,000</u>		
	125	<u>311,900</u>	<u>394,500</u>				125	<u>312,900</u>	<u>395,600</u>		
	126	<u>312,100</u>	<u>395,200</u>				126	<u>313,100</u>	<u>396,300</u>		
	127	<u>312,300</u>	<u>395,700</u>				127	<u>313,300</u>	<u>396,800</u>		
	128	<u>312,600</u>	<u>396,300</u>				128	<u>313,600</u>	<u>397,400</u>		
	129	<u>312,900</u>	<u>397,000</u>				129	<u>313,900</u>	<u>398,100</u>		
	130	<u>313,100</u>	<u>397,600</u>				130	<u>314,100</u>	<u>398,700</u>		
	131	<u>313,300</u>	<u>398,100</u>				131	<u>314,300</u>	<u>399,200</u>		
	132	<u>313,600</u>	<u>398,600</u>				132	<u>314,600</u>	<u>399,700</u>		

	133	<u>313,800</u>	<u>398,900</u>				133	<u>314,800</u>	<u>400,000</u>		
	134		<u>399,200</u>				134		<u>400,300</u>		
	135		<u>399,500</u>				135		<u>400,600</u>		
	136		<u>399,800</u>				136		<u>400,900</u>		
	137		<u>400,100</u>				137		<u>401,200</u>		
	138		<u>400,400</u>				138		<u>401,500</u>		
	139		<u>400,700</u>				139		<u>401,800</u>		
	140		<u>401,000</u>				140		<u>402,100</u>		
	141		<u>401,300</u>				141		<u>402,400</u>		
	142		<u>401,600</u>				142		<u>402,700</u>		
	143		<u>401,900</u>				143		<u>403,000</u>		
	144		<u>402,200</u>				144		<u>403,300</u>		
	145		<u>402,400</u>				145		<u>403,500</u>		
	146		<u>402,700</u>				146		<u>403,800</u>		
	147		<u>403,000</u>				147		<u>404,100</u>		
	148		<u>403,200</u>				148		<u>404,300</u>		
	149		<u>403,400</u>				149		<u>404,500</u>		
	150		<u>403,700</u>				150		<u>404,800</u>		
	151		<u>404,000</u>				151		<u>405,100</u>		
	152		<u>404,200</u>				152		<u>405,300</u>		
	153		<u>404,400</u>				153		<u>405,500</u>		
	154		<u>404,700</u>				154		<u>405,800</u>		
	155		<u>405,000</u>				155		<u>406,100</u>		
	156		<u>405,200</u>				156		<u>406,300</u>		

	157		<u>405,400</u>	
	158		<u>405,700</u>	
	159		<u>406,000</u>	
	160		<u>406,200</u>	
	161		<u>406,400</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		<u>227,500</u>	<u>271,100</u>	<u>324,400</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		<u>188,300</u>	<u>211,300</u>	<u>276,000</u>

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>327,000</u>	<u>400,400</u>	<u>471,700</u>
	2	<u>330,000</u>	<u>403,300</u>	<u>474,000</u>
	3	<u>332,800</u>	<u>405,900</u>	<u>476,200</u>
	4	<u>335,700</u>	<u>408,600</u>	<u>478,500</u>
	5	<u>338,400</u>	<u>411,000</u>	<u>480,700</u>
	6	<u>341,400</u>	<u>413,300</u>	<u>482,900</u>
	7	<u>344,200</u>	<u>415,400</u>	<u>485,100</u>
8	<u>347,100</u>	<u>417,300</u>	<u>487,300</u>	

	157		<u>406,500</u>	
	158		<u>406,800</u>	
	159		<u>407,100</u>	
	160		<u>407,300</u>	
	161		<u>407,500</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		<u>228,500</u>	<u>272,100</u>	<u>325,500</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		<u>205,900</u>	<u>226,600</u>	<u>286,200</u>

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>335,400</u>	<u>406,900</u>	<u>474,700</u>
	2	<u>338,400</u>	<u>409,600</u>	<u>477,000</u>
	3	<u>341,200</u>	<u>412,100</u>	<u>479,200</u>
	4	<u>344,100</u>	<u>414,700</u>	<u>481,500</u>
	5	<u>346,600</u>	<u>417,100</u>	<u>483,700</u>
	6	<u>349,600</u>	<u>419,100</u>	<u>485,800</u>
	7	<u>352,400</u>	<u>420,900</u>	<u>488,000</u>
8	<u>355,300</u>	<u>422,800</u>	<u>490,000</u>	

	9	<u>349,800</u>	<u>419,500</u>	<u>489,300</u>			9	<u>357,800</u>	<u>424,600</u>	<u>491,900</u>
	10	<u>352,800</u>	<u>422,200</u>	<u>491,400</u>			10	<u>360,800</u>	<u>427,300</u>	<u>494,000</u>
	11	<u>355,900</u>	<u>424,800</u>	<u>493,500</u>			11	<u>363,800</u>	<u>429,800</u>	<u>496,100</u>
	12	<u>358,700</u>	<u>427,500</u>	<u>495,600</u>			12	<u>366,600</u>	<u>432,200</u>	<u>498,200</u>
	13	<u>361,100</u>	<u>429,900</u>	<u>497,700</u>			13	<u>368,700</u>	<u>434,400</u>	<u>500,300</u>
	14	<u>363,700</u>	<u>432,400</u>	<u>499,800</u>			14	<u>371,200</u>	<u>436,900</u>	<u>502,200</u>
	15	<u>366,400</u>	<u>434,800</u>	<u>501,900</u>			15	<u>373,900</u>	<u>438,900</u>	<u>504,300</u>
	16	<u>369,200</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>			16	<u>376,400</u>	<u>441,000</u>	<u>506,400</u>
	17	<u>372,100</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>			17	<u>379,100</u>	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>
	18	<u>375,600</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>			18	<u>382,500</u>	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>
	19	<u>378,600</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>			19	<u>385,500</u>	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>
	20	<u>382,200</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>			20	<u>388,800</u>	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>
	21	<u>385,600</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>			21	<u>391,800</u>	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>
	22	<u>388,300</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>			22	<u>394,400</u>	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>
	23	<u>390,800</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>			23	<u>396,800</u>	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>
	24	<u>393,400</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>			24	<u>399,300</u>	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>
	25	<u>396,100</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>			25	<u>401,900</u>	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>
	26	<u>398,300</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>			26	<u>403,900</u>	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>
	27	<u>400,200</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>			27	<u>405,500</u>	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>
	28	<u>401,800</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>			28	<u>407,100</u>	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>
	29	<u>403,800</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>			29	<u>408,800</u>	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>
	30	<u>406,100</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>			30	<u>411,000</u>	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>
	31	<u>408,300</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>			31	<u>413,100</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>
	32	<u>410,600</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>			32	<u>415,100</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>

	33	<u>412,900</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>			33	<u>417,200</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>	
	34	<u>415,000</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>			34	<u>419,300</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>	
	35	<u>417,000</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>			35	<u>420,900</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>	
	36	<u>419,100</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>			36	<u>422,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>	
	37	<u>421,000</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>			37	<u>424,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>	
	38	<u>422,800</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>			38	<u>426,000</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>	
	39	<u>424,600</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>			39	<u>427,800</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>	
	40	<u>426,600</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>			40	<u>429,600</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>	
	41	<u>428,500</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>			41	<u>431,500</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>	
	42	<u>430,500</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>			42	<u>433,500</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>	
	43	<u>432,400</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>			43	<u>435,300</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>	
	44	<u>434,400</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>			44	<u>437,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>	
	45	<u>436,200</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>			45	<u>439,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>	
	46	<u>438,000</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>			46	<u>440,700</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>	
	47	<u>439,700</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>			47	<u>442,400</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>	
	48	<u>441,500</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>			48	<u>444,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>	
	49	<u>443,300</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>			49	<u>446,000</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>	
	50	<u>445,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>			50	<u>447,800</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>	
	51	<u>446,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>			51	<u>449,500</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>	
	52	<u>448,600</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>			52	<u>451,200</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>	
	53	<u>450,400</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>			53	<u>452,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>	
	54	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>			54	<u>454,500</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>	
	55	<u>453,900</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>			55	<u>456,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>	
	56	<u>455,700</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>			56	<u>457,900</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>	
	57	<u>457,600</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>			57	<u>459,800</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>	

58	<u>458,800</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>			58	<u>461,000</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
59	<u>460,000</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>			59	<u>462,200</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>
60	<u>461,200</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>			60	<u>463,400</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>
61	<u>462,400</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>			61	<u>464,400</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>
62	<u>463,400</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>			62	<u>465,400</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>
63	<u>464,400</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>			63	<u>466,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>
64	<u>465,400</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>			64	<u>467,100</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>
65	<u>466,200</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>			65	<u>467,900</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>
66	<u>466,900</u>	<u>521,400</u>				66	<u>468,600</u>	<u>523,000</u>	
67	<u>467,600</u>	<u>522,100</u>				67	<u>469,300</u>	<u>523,700</u>	
68	<u>468,300</u>	<u>523,000</u>				68	<u>469,900</u>	<u>524,600</u>	
69	<u>469,000</u>	<u>523,900</u>				69	<u>470,600</u>	<u>525,500</u>	
70	<u>469,700</u>	<u>524,700</u>				70	<u>471,300</u>	<u>526,300</u>	
71	<u>470,400</u>	<u>525,600</u>				71	<u>471,900</u>	<u>527,200</u>	
72	<u>471,000</u>	<u>526,500</u>				72	<u>472,500</u>	<u>528,100</u>	
73	<u>471,300</u>	<u>527,300</u>				73	<u>472,800</u>	<u>528,900</u>	
74	<u>472,000</u>	<u>528,200</u>				74	<u>473,400</u>	<u>529,800</u>	
75	<u>472,700</u>	<u>529,100</u>				75	<u>474,100</u>	<u>530,700</u>	
76	<u>473,400</u>	<u>529,800</u>				76	<u>474,800</u>	<u>531,400</u>	
77	<u>473,800</u>	<u>530,600</u>				77	<u>475,200</u>	<u>532,200</u>	
78	<u>474,400</u>	<u>531,500</u>				78	<u>475,800</u>	<u>533,100</u>	
79	<u>475,100</u>	<u>532,400</u>				79	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>	
80	<u>475,800</u>	<u>533,300</u>				80	<u>477,200</u>	<u>534,900</u>	
81	<u>476,200</u>	<u>534,100</u>				81	<u>477,600</u>	<u>535,700</u>	
82	<u>476,800</u>	<u>535,000</u>				82	<u>478,200</u>	<u>536,600</u>	

	83	<u>477,400</u>	<u>535,900</u>				83	<u>478,800</u>	<u>537,500</u>		
	84	<u>477,900</u>	<u>536,800</u>				84	<u>479,300</u>	<u>538,400</u>		
	85	<u>478,500</u>	<u>537,600</u>				85	<u>479,900</u>	<u>539,200</u>		
	86	<u>479,000</u>	<u>538,500</u>				86	<u>480,400</u>	<u>540,100</u>		
	87	<u>479,500</u>	<u>539,400</u>				87	<u>480,900</u>	<u>541,000</u>		
	88	<u>480,000</u>	<u>540,300</u>				88	<u>481,400</u>	<u>541,900</u>		
	89	<u>480,400</u>	<u>541,100</u>				89	<u>481,800</u>	<u>542,700</u>		
	90	<u>481,000</u>					90	<u>482,400</u>			
	91	<u>481,400</u>					91	<u>482,800</u>			
	92	<u>481,900</u>					92	<u>483,300</u>			
	93	<u>482,400</u>					93	<u>483,800</u>			
	94	<u>483,000</u>					94	<u>484,400</u>			
	95	<u>483,600</u>					95	<u>485,000</u>			
	96	<u>484,000</u>					96	<u>485,400</u>			
	97	<u>484,500</u>					97	<u>485,900</u>			
	98	<u>485,100</u>					98	<u>486,500</u>			
	99	<u>485,700</u>					99	<u>487,100</u>			
	100	<u>486,300</u>					100	<u>487,600</u>			
	101	<u>486,800</u>					101	<u>488,100</u>			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円				円	円	円	
		338,600	393,000	466,000				339,700	394,300	467,400	
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額			任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円				円	円	円	
		307,200	353,900	428,700				318,800	361,800	431,700	

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>155,100</u>	<u>191,500</u>	<u>226,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,100</u>
	2	<u>156,500</u>	<u>193,100</u>	<u>228,400</u>	<u>253,500</u>	<u>284,000</u>
	3	<u>157,900</u>	<u>194,700</u>	<u>230,000</u>	<u>254,700</u>	<u>286,100</u>
	4	<u>159,300</u>	<u>196,300</u>	<u>231,600</u>	<u>256,000</u>	<u>288,100</u>
	5	<u>160,500</u>	<u>197,800</u>	<u>233,000</u>	<u>257,200</u>	<u>290,200</u>
	6	<u>162,300</u>	<u>199,300</u>	<u>234,600</u>	<u>258,400</u>	<u>292,300</u>
	7	<u>164,000</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>259,500</u>	<u>294,200</u>
	8	<u>165,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,700</u>	<u>260,500</u>	<u>296,200</u>
	9	<u>167,200</u>	<u>204,000</u>	<u>238,600</u>	<u>261,800</u>	<u>298,000</u>
	10	<u>168,900</u>	<u>205,700</u>	<u>240,000</u>	<u>262,500</u>	<u>299,900</u>
	11	<u>170,500</u>	<u>207,300</u>	<u>241,400</u>	<u>263,400</u>	<u>301,500</u>
	12	<u>172,300</u>	<u>209,000</u>	<u>242,500</u>	<u>264,200</u>	<u>303,100</u>
	13	<u>173,700</u>	<u>210,400</u>	<u>244,000</u>	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>
	14	<u>175,500</u>	<u>212,000</u>	<u>245,300</u>	<u>266,400</u>	<u>307,000</u>
	15	<u>177,400</u>	<u>213,600</u>	<u>246,500</u>	<u>267,600</u>	<u>309,100</u>
	16	<u>179,200</u>	<u>215,200</u>	<u>247,800</u>	<u>268,700</u>	<u>311,100</u>
	17	<u>181,100</u>	<u>216,600</u>	<u>248,600</u>	<u>270,200</u>	<u>313,100</u>
18	<u>182,600</u>	<u>218,200</u>	<u>249,800</u>	<u>271,900</u>	<u>315,100</u>	

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>167,200</u>	<u>202,800</u>	<u>236,100</u>	<u>258,800</u>	<u>287,400</u>
	2	<u>168,600</u>	<u>204,400</u>	<u>237,400</u>	<u>259,900</u>	<u>289,200</u>
	3	<u>170,000</u>	<u>205,900</u>	<u>238,700</u>	<u>261,100</u>	<u>291,200</u>
	4	<u>171,400</u>	<u>207,300</u>	<u>239,900</u>	<u>262,200</u>	<u>293,100</u>
	5	<u>172,700</u>	<u>208,800</u>	<u>241,100</u>	<u>263,400</u>	<u>294,900</u>
	6	<u>174,500</u>	<u>210,000</u>	<u>242,300</u>	<u>264,600</u>	<u>296,900</u>
	7	<u>176,200</u>	<u>211,200</u>	<u>243,400</u>	<u>265,700</u>	<u>298,700</u>
	8	<u>177,800</u>	<u>212,400</u>	<u>244,500</u>	<u>266,700</u>	<u>300,600</u>
	9	<u>179,400</u>	<u>213,800</u>	<u>245,400</u>	<u>267,800</u>	<u>302,400</u>
	10	<u>181,100</u>	<u>215,300</u>	<u>246,500</u>	<u>268,500</u>	<u>304,000</u>
	11	<u>182,700</u>	<u>216,800</u>	<u>247,800</u>	<u>269,200</u>	<u>305,500</u>
	12	<u>184,600</u>	<u>218,300</u>	<u>248,900</u>	<u>270,000</u>	<u>307,100</u>
	13	<u>186,000</u>	<u>219,700</u>	<u>250,200</u>	<u>271,000</u>	<u>308,800</u>
	14	<u>187,800</u>	<u>221,200</u>	<u>251,400</u>	<u>272,000</u>	<u>310,700</u>
	15	<u>189,800</u>	<u>222,700</u>	<u>252,600</u>	<u>273,000</u>	<u>312,700</u>
	16	<u>191,600</u>	<u>224,200</u>	<u>253,800</u>	<u>274,100</u>	<u>314,500</u>
	17	<u>193,500</u>	<u>225,500</u>	<u>254,600</u>	<u>275,300</u>	<u>316,300</u>
18	<u>194,700</u>	<u>226,800</u>	<u>255,800</u>	<u>276,800</u>	<u>318,200</u>	

19	<u>184,400</u>	<u>219,900</u>	<u>250,900</u>	<u>273,600</u>	<u>317,200</u>	19	<u>196,200</u>	<u>228,200</u>	<u>256,900</u>	<u>278,400</u>	<u>320,100</u>
20	<u>186,200</u>	<u>221,600</u>	<u>252,000</u>	<u>275,300</u>	<u>319,300</u>	20	<u>197,600</u>	<u>229,500</u>	<u>258,000</u>	<u>280,000</u>	<u>321,900</u>
21	<u>187,700</u>	<u>222,900</u>	<u>253,400</u>	<u>277,000</u>	<u>321,100</u>	21	<u>198,800</u>	<u>230,600</u>	<u>259,200</u>	<u>281,500</u>	<u>323,700</u>
22	<u>189,200</u>	<u>224,400</u>	<u>254,200</u>	<u>278,700</u>	<u>323,100</u>	22	<u>200,300</u>	<u>231,700</u>	<u>260,000</u>	<u>283,100</u>	<u>325,600</u>
23	<u>190,700</u>	<u>225,800</u>	<u>255,100</u>	<u>280,400</u>	<u>324,900</u>	23	<u>201,700</u>	<u>232,800</u>	<u>260,800</u>	<u>284,700</u>	<u>327,400</u>
24	<u>192,200</u>	<u>227,300</u>	<u>256,000</u>	<u>282,000</u>	<u>326,900</u>	24	<u>203,000</u>	<u>233,900</u>	<u>261,600</u>	<u>286,300</u>	<u>329,300</u>
25	<u>193,800</u>	<u>228,500</u>	<u>257,000</u>	<u>283,700</u>	<u>328,600</u>	25	<u>204,600</u>	<u>235,000</u>	<u>262,500</u>	<u>287,900</u>	<u>331,000</u>
26	<u>195,100</u>	<u>229,900</u>	<u>258,100</u>	<u>285,400</u>	<u>330,500</u>	26	<u>205,600</u>	<u>236,200</u>	<u>263,500</u>	<u>289,400</u>	<u>332,900</u>
27	<u>196,600</u>	<u>231,200</u>	<u>259,200</u>	<u>287,200</u>	<u>332,500</u>	27	<u>206,700</u>	<u>237,400</u>	<u>264,500</u>	<u>290,900</u>	<u>334,800</u>
28	<u>198,000</u>	<u>232,400</u>	<u>260,400</u>	<u>288,800</u>	<u>334,500</u>	28	<u>207,800</u>	<u>238,500</u>	<u>265,500</u>	<u>292,500</u>	<u>336,600</u>
29	<u>199,500</u>	<u>233,600</u>	<u>261,800</u>	<u>290,200</u>	<u>335,800</u>	29	<u>209,000</u>	<u>239,500</u>	<u>266,700</u>	<u>293,800</u>	<u>337,900</u>
30	<u>200,700</u>	<u>234,900</u>	<u>263,400</u>	<u>291,800</u>	<u>337,600</u>	30	<u>210,100</u>	<u>240,800</u>	<u>268,200</u>	<u>295,300</u>	<u>339,700</u>
31	<u>202,000</u>	<u>236,400</u>	<u>265,000</u>	<u>293,400</u>	<u>339,300</u>	31	<u>211,200</u>	<u>242,200</u>	<u>269,700</u>	<u>296,800</u>	<u>341,400</u>
32	<u>203,300</u>	<u>237,700</u>	<u>266,500</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	32	<u>212,300</u>	<u>243,400</u>	<u>271,000</u>	<u>298,300</u>	<u>343,200</u>
33	<u>204,700</u>	<u>238,700</u>	<u>267,800</u>	<u>296,800</u>	<u>342,800</u>	33	<u>213,700</u>	<u>244,400</u>	<u>272,200</u>	<u>299,800</u>	<u>344,900</u>
34	<u>206,100</u>	<u>240,000</u>	<u>269,500</u>	<u>298,500</u>	<u>344,600</u>	34	<u>215,000</u>	<u>245,700</u>	<u>273,800</u>	<u>301,400</u>	<u>346,700</u>
35	<u>207,400</u>	<u>240,900</u>	<u>271,100</u>	<u>300,300</u>	<u>346,500</u>	35	<u>216,300</u>	<u>246,600</u>	<u>275,300</u>	<u>303,000</u>	<u>348,500</u>
36	<u>208,800</u>	<u>242,100</u>	<u>272,700</u>	<u>302,100</u>	<u>348,300</u>	36	<u>217,500</u>	<u>247,800</u>	<u>276,800</u>	<u>304,600</u>	<u>350,300</u>
37	<u>209,900</u>	<u>243,400</u>	<u>274,100</u>	<u>303,400</u>	<u>350,100</u>	37	<u>218,500</u>	<u>249,000</u>	<u>278,100</u>	<u>305,900</u>	<u>351,900</u>
38	<u>211,200</u>	<u>244,500</u>	<u>275,600</u>	<u>305,100</u>	<u>351,800</u>	38	<u>219,500</u>	<u>250,100</u>	<u>279,500</u>	<u>307,500</u>	<u>353,600</u>
39	<u>212,500</u>	<u>245,600</u>	<u>277,200</u>	<u>306,600</u>	<u>353,400</u>	39	<u>220,500</u>	<u>251,100</u>	<u>280,800</u>	<u>309,000</u>	<u>355,200</u>
40	<u>213,800</u>	<u>246,700</u>	<u>278,600</u>	<u>308,200</u>	<u>355,100</u>	40	<u>221,500</u>	<u>252,100</u>	<u>282,100</u>	<u>310,500</u>	<u>356,800</u>
41	<u>214,900</u>	<u>247,800</u>	<u>279,800</u>	<u>309,900</u>	<u>356,300</u>	41	<u>222,400</u>	<u>253,000</u>	<u>283,200</u>	<u>312,100</u>	<u>358,000</u>
42	<u>216,100</u>	<u>248,700</u>	<u>281,200</u>	<u>311,600</u>	<u>357,400</u>	42	<u>223,200</u>	<u>253,800</u>	<u>284,600</u>	<u>313,700</u>	<u>359,100</u>
43	<u>217,300</u>	<u>249,600</u>	<u>282,700</u>	<u>313,200</u>	<u>358,600</u>	43	<u>224,000</u>	<u>254,600</u>	<u>286,000</u>	<u>315,300</u>	<u>360,300</u>

44	<u>218,500</u>	<u>250,400</u>	<u>284,200</u>	<u>314,900</u>	<u>359,800</u>	44	<u>224,900</u>	<u>255,400</u>	<u>287,300</u>	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>
45	<u>219,600</u>	<u>251,500</u>	<u>285,700</u>	<u>315,800</u>	<u>361,000</u>	45	<u>225,800</u>	<u>256,200</u>	<u>288,600</u>	<u>317,700</u>	<u>362,500</u>
46	<u>220,700</u>	<u>252,800</u>	<u>287,400</u>	<u>317,200</u>	<u>361,800</u>	46	<u>226,700</u>	<u>257,400</u>	<u>290,200</u>	<u>319,100</u>	<u>363,300</u>
47	<u>221,700</u>	<u>254,100</u>	<u>289,100</u>	<u>318,700</u>	<u>363,000</u>	47	<u>227,600</u>	<u>258,600</u>	<u>291,700</u>	<u>320,600</u>	<u>364,300</u>
48	<u>222,700</u>	<u>255,300</u>	<u>290,700</u>	<u>320,300</u>	<u>364,100</u>	48	<u>228,500</u>	<u>259,700</u>	<u>293,100</u>	<u>322,200</u>	<u>365,400</u>
49	<u>223,600</u>	<u>256,800</u>	<u>291,900</u>	<u>321,700</u>	<u>365,100</u>	49	<u>229,200</u>	<u>261,000</u>	<u>294,300</u>	<u>323,600</u>	<u>366,400</u>
50	<u>224,500</u>	<u>258,200</u>	<u>293,500</u>	<u>323,000</u>	<u>366,100</u>	50	<u>230,100</u>	<u>262,300</u>	<u>295,800</u>	<u>324,900</u>	<u>367,400</u>
51	<u>225,400</u>	<u>259,400</u>	<u>294,800</u>	<u>324,200</u>	<u>367,100</u>	51	<u>231,000</u>	<u>263,400</u>	<u>297,100</u>	<u>326,100</u>	<u>368,400</u>
52	<u>226,300</u>	<u>260,600</u>	<u>296,400</u>	<u>325,500</u>	<u>368,100</u>	52	<u>231,800</u>	<u>264,400</u>	<u>298,600</u>	<u>327,300</u>	<u>369,300</u>
53	<u>226,600</u>	<u>261,600</u>	<u>297,700</u>	<u>326,600</u>	<u>368,900</u>	53	<u>232,100</u>	<u>265,400</u>	<u>299,900</u>	<u>328,300</u>	<u>370,100</u>
54	<u>227,400</u>	<u>262,900</u>	<u>299,200</u>	<u>327,600</u>	<u>369,700</u>	54	<u>232,900</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>329,300</u>	<u>370,900</u>
55	<u>228,000</u>	<u>264,200</u>	<u>300,600</u>	<u>328,700</u>	<u>370,600</u>	55	<u>233,500</u>	<u>267,600</u>	<u>302,700</u>	<u>330,300</u>	<u>371,800</u>
56	<u>228,800</u>	<u>265,300</u>	<u>302,100</u>	<u>329,700</u>	<u>371,500</u>	56	<u>234,200</u>	<u>268,700</u>	<u>304,000</u>	<u>331,200</u>	<u>372,600</u>
57	<u>229,500</u>	<u>266,100</u>	<u>303,100</u>	<u>330,200</u>	<u>372,000</u>	57	<u>234,800</u>	<u>269,400</u>	<u>305,000</u>	<u>331,700</u>	<u>373,100</u>
58	<u>230,200</u>	<u>267,300</u>	<u>304,300</u>	<u>331,100</u>	<u>372,800</u>	58	<u>235,400</u>	<u>270,500</u>	<u>306,200</u>	<u>332,600</u>	<u>373,900</u>
59	<u>230,800</u>	<u>268,500</u>	<u>305,500</u>	<u>331,900</u>	<u>373,600</u>	59	<u>235,900</u>	<u>271,600</u>	<u>307,400</u>	<u>333,400</u>	<u>374,700</u>
60	<u>231,400</u>	<u>269,600</u>	<u>306,900</u>	<u>332,800</u>	<u>374,400</u>	60	<u>236,400</u>	<u>272,500</u>	<u>308,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,500</u>
61	<u>232,100</u>	<u>270,500</u>	<u>308,200</u>	<u>333,600</u>	<u>374,800</u>	61	<u>237,000</u>	<u>273,300</u>	<u>310,100</u>	<u>335,000</u>	<u>375,900</u>
62	<u>232,700</u>	<u>271,600</u>	<u>309,400</u>	<u>333,900</u>	<u>375,500</u>	62	<u>237,500</u>	<u>274,300</u>	<u>311,300</u>	<u>335,300</u>	<u>376,600</u>
63	<u>233,300</u>	<u>272,700</u>	<u>310,700</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>	63	<u>238,000</u>	<u>275,200</u>	<u>312,500</u>	<u>335,800</u>	<u>377,300</u>
64	<u>234,000</u>	<u>273,800</u>	<u>311,900</u>	<u>335,200</u>	<u>376,900</u>	64	<u>238,600</u>	<u>276,100</u>	<u>313,700</u>	<u>336,400</u>	<u>377,900</u>
65	<u>234,600</u>	<u>274,600</u>	<u>313,300</u>	<u>335,800</u>	<u>377,300</u>	65	<u>239,100</u>	<u>276,900</u>	<u>315,000</u>	<u>337,000</u>	<u>378,300</u>
66	<u>235,300</u>	<u>275,700</u>	<u>314,100</u>	<u>336,500</u>	<u>377,900</u>	66	<u>239,600</u>	<u>277,900</u>	<u>315,800</u>	<u>337,700</u>	<u>378,900</u>
67	<u>236,000</u>	<u>276,600</u>	<u>314,900</u>	<u>337,200</u>	<u>378,600</u>	67	<u>240,200</u>	<u>278,800</u>	<u>316,500</u>	<u>338,400</u>	<u>379,600</u>
68	<u>236,700</u>	<u>277,700</u>	<u>315,700</u>	<u>337,900</u>	<u>379,200</u>	68	<u>240,700</u>	<u>279,700</u>	<u>317,200</u>	<u>339,000</u>	<u>380,200</u>

69	<u>237,300</u>	<u>278,700</u>	<u>316,300</u>	<u>338,600</u>	<u>379,600</u>	69	<u>241,200</u>	<u>280,600</u>	<u>317,800</u>	<u>339,700</u>	<u>380,600</u>
70	<u>237,900</u>	<u>279,700</u>	<u>317,000</u>	<u>339,100</u>	<u>380,100</u>	70	<u>241,700</u>	<u>281,600</u>	<u>318,500</u>	<u>340,200</u>	<u>381,100</u>
71	<u>238,500</u>	<u>280,800</u>	<u>317,700</u>	<u>339,700</u>	<u>380,600</u>	71	<u>242,100</u>	<u>282,700</u>	<u>319,200</u>	<u>340,800</u>	<u>381,600</u>
72	<u>239,000</u>	<u>281,900</u>	<u>318,300</u>	<u>340,300</u>	<u>381,100</u>	72	<u>242,600</u>	<u>283,700</u>	<u>319,800</u>	<u>341,400</u>	<u>382,100</u>
73	<u>239,600</u>	<u>282,500</u>	<u>319,000</u>	<u>340,600</u>	<u>381,700</u>	73	<u>243,100</u>	<u>284,300</u>	<u>320,400</u>	<u>341,700</u>	<u>382,700</u>
74	<u>240,300</u>	<u>283,200</u>	<u>319,200</u>	<u>341,200</u>	<u>382,200</u>	74	<u>243,600</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>342,300</u>	<u>383,200</u>
75	<u>241,000</u>	<u>283,700</u>	<u>319,800</u>	<u>341,700</u>	<u>382,800</u>	75	<u>244,100</u>	<u>285,300</u>	<u>321,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,800</u>
76	<u>241,500</u>	<u>284,500</u>	<u>320,400</u>	<u>342,300</u>	<u>383,400</u>	76	<u>244,600</u>	<u>286,100</u>	<u>321,600</u>	<u>343,300</u>	<u>384,400</u>
77	<u>241,900</u>	<u>285,300</u>	<u>321,000</u>	<u>342,800</u>	<u>383,900</u>	77	<u>244,900</u>	<u>286,900</u>	<u>322,200</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>
78	<u>242,400</u>	<u>285,900</u>	<u>321,500</u>	<u>343,300</u>	<u>384,400</u>	78	<u>245,200</u>	<u>287,500</u>	<u>322,700</u>	<u>344,300</u>	<u>385,400</u>
79	<u>242,900</u>	<u>286,500</u>	<u>322,000</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>	79	<u>245,500</u>	<u>288,100</u>	<u>323,200</u>	<u>344,800</u>	<u>385,900</u>
80	<u>243,200</u>	<u>287,100</u>	<u>322,500</u>	<u>344,200</u>	<u>385,400</u>	80	<u>245,700</u>	<u>288,600</u>	<u>323,600</u>	<u>345,200</u>	<u>386,400</u>
81	<u>243,500</u>	<u>287,800</u>	<u>323,100</u>	<u>344,500</u>	<u>385,700</u>	81	<u>245,900</u>	<u>289,100</u>	<u>324,200</u>	<u>345,500</u>	<u>386,700</u>
82	<u>243,800</u>	<u>288,300</u>	<u>323,600</u>	<u>344,800</u>	<u>386,200</u>	82	<u>246,200</u>	<u>289,600</u>	<u>324,700</u>	<u>345,800</u>	<u>387,200</u>
83	<u>244,100</u>	<u>288,700</u>	<u>324,000</u>	<u>345,200</u>	<u>386,600</u>	83	<u>246,500</u>	<u>290,000</u>	<u>325,100</u>	<u>346,200</u>	<u>387,600</u>
84	<u>244,400</u>	<u>289,100</u>	<u>324,500</u>	<u>345,500</u>	<u>387,000</u>	84	<u>246,700</u>	<u>290,300</u>	<u>325,600</u>	<u>346,500</u>	<u>388,000</u>
85	<u>244,700</u>	<u>289,300</u>	<u>325,000</u>	<u>346,000</u>	<u>387,400</u>	85	<u>246,900</u>	<u>290,500</u>	<u>326,100</u>	<u>347,000</u>	<u>388,400</u>
86		<u>289,500</u>	<u>325,400</u>	<u>346,300</u>		86		<u>290,700</u>	<u>326,500</u>	<u>347,300</u>	
87		<u>289,700</u>	<u>325,600</u>	<u>346,600</u>		87		<u>290,900</u>	<u>326,700</u>	<u>347,600</u>	
88		<u>289,900</u>	<u>326,000</u>	<u>346,900</u>		88		<u>291,100</u>	<u>327,000</u>	<u>347,900</u>	
89		<u>290,300</u>	<u>326,400</u>	<u>347,300</u>		89		<u>291,500</u>	<u>327,400</u>	<u>348,300</u>	
90		<u>290,500</u>	<u>326,800</u>	<u>347,600</u>		90		<u>291,700</u>	<u>327,800</u>	<u>348,600</u>	
91		<u>290,700</u>	<u>327,200</u>	<u>348,000</u>		91		<u>291,900</u>	<u>328,200</u>	<u>349,000</u>	
92		<u>290,900</u>	<u>327,600</u>	<u>348,300</u>		92		<u>292,100</u>	<u>328,600</u>	<u>349,300</u>	

	93		<u>291,300</u>	<u>327,900</u>	<u>348,700</u>			93		<u>292,500</u>	<u>328,900</u>	<u>349,700</u>		
	94		<u>291,500</u>	<u>328,100</u>	<u>349,000</u>			94		<u>292,700</u>	<u>329,100</u>	<u>350,000</u>		
	95		<u>291,700</u>	<u>328,500</u>	<u>349,300</u>			95		<u>292,900</u>	<u>329,500</u>	<u>350,300</u>		
	96		<u>292,000</u>	<u>328,800</u>	<u>349,600</u>			96		<u>293,200</u>	<u>329,800</u>	<u>350,600</u>		
	97		<u>292,400</u>	<u>329,000</u>	<u>349,900</u>			97		<u>293,500</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		
	98		<u>292,700</u>	<u>329,300</u>				98		<u>293,700</u>	<u>330,300</u>			
	99		<u>292,900</u>	<u>329,600</u>				99		<u>293,900</u>	<u>330,600</u>			
	100		<u>293,200</u>	<u>329,900</u>				100		<u>294,200</u>	<u>330,900</u>			
	101		<u>293,500</u>	<u>330,100</u>				101		<u>294,500</u>	<u>331,100</u>			
	102		<u>293,700</u>	<u>330,400</u>				102		<u>294,700</u>	<u>331,400</u>			
	103		<u>293,900</u>	<u>330,800</u>				103		<u>294,900</u>	<u>331,800</u>			
	104		<u>294,200</u>	<u>331,000</u>				104		<u>295,200</u>	<u>332,000</u>			
	105		<u>294,500</u>	<u>331,200</u>				105		<u>295,500</u>	<u>332,200</u>			
	106			<u>331,400</u>				106			<u>332,400</u>			
	107			<u>331,800</u>				107			<u>332,800</u>			
	108			<u>332,000</u>				108			<u>333,000</u>			
	109			<u>332,200</u>				109			<u>333,200</u>			
	110			<u>332,600</u>				110			<u>333,600</u>			
	111			<u>333,000</u>				111			<u>334,000</u>			
	112			<u>333,400</u>				112			<u>334,400</u>			
	113			<u>333,600</u>				113			<u>334,600</u>			
定年 前再 任用 短時 間勤		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		定年 前再 任用 短時 間勤		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 <u>188,700</u>	円 <u>215,300</u>	円 <u>243,500</u>	円 <u>256,900</u>	円 <u>282,100</u>				円 <u>189,700</u>	円 <u>216,300</u>	円 <u>244,500</u>	円 <u>257,900</u>	円 <u>283,100</u>

務職員						
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		173,600	194,700	216,100	236,800	265,200

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	

務職員						
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		189,800	208,800	228,600	246,000	271,600

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	

15	<u>191,500</u>	<u>221,500</u>	<u>260,400</u>	<u>278,200</u>	<u>311,000</u>	15	<u>205,300</u>	<u>232,800</u>	<u>266,800</u>	<u>283,900</u>	<u>314,600</u>
16	<u>193,500</u>	<u>222,700</u>	<u>261,300</u>	<u>279,300</u>	<u>312,800</u>	16	<u>207,300</u>	<u>233,700</u>	<u>267,700</u>	<u>284,800</u>	<u>316,200</u>
17	<u>195,500</u>	<u>224,100</u>	<u>261,800</u>	<u>280,600</u>	<u>314,500</u>	17	<u>209,300</u>	<u>234,800</u>	<u>268,200</u>	<u>285,800</u>	<u>317,700</u>
18	<u>197,500</u>	<u>225,600</u>	<u>262,700</u>	<u>281,800</u>	<u>316,100</u>	18	<u>211,300</u>	<u>236,200</u>	<u>269,000</u>	<u>286,800</u>	<u>319,200</u>
19	<u>199,500</u>	<u>227,100</u>	<u>263,500</u>	<u>282,800</u>	<u>317,800</u>	19	<u>213,400</u>	<u>237,600</u>	<u>269,800</u>	<u>287,800</u>	<u>320,700</u>
20	<u>201,500</u>	<u>228,600</u>	<u>264,300</u>	<u>284,000</u>	<u>319,500</u>	20	<u>215,400</u>	<u>238,700</u>	<u>270,600</u>	<u>288,900</u>	<u>322,100</u>
21	<u>203,500</u>	<u>229,700</u>	<u>265,200</u>	<u>285,500</u>	<u>320,900</u>	21	<u>217,300</u>	<u>239,800</u>	<u>271,300</u>	<u>290,200</u>	<u>323,500</u>
22	<u>205,400</u>	<u>231,400</u>	<u>265,900</u>	<u>287,100</u>	<u>322,400</u>	22	<u>219,000</u>	<u>241,400</u>	<u>272,000</u>	<u>291,600</u>	<u>324,900</u>
23	<u>207,500</u>	<u>233,100</u>	<u>266,800</u>	<u>288,400</u>	<u>323,900</u>	23	<u>220,700</u>	<u>243,100</u>	<u>272,700</u>	<u>292,800</u>	<u>326,400</u>
24	<u>209,600</u>	<u>234,700</u>	<u>267,600</u>	<u>289,700</u>	<u>325,400</u>	24	<u>222,400</u>	<u>244,500</u>	<u>273,500</u>	<u>294,000</u>	<u>327,800</u>
25	<u>211,200</u>	<u>236,000</u>	<u>268,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,800</u>	25	<u>223,700</u>	<u>245,700</u>	<u>274,300</u>	<u>295,100</u>	<u>329,200</u>
26	<u>212,500</u>	<u>237,700</u>	<u>269,400</u>	<u>292,400</u>	<u>328,200</u>	26	<u>225,000</u>	<u>247,000</u>	<u>275,000</u>	<u>296,500</u>	<u>330,600</u>
27	<u>213,700</u>	<u>239,400</u>	<u>270,300</u>	<u>294,100</u>	<u>329,700</u>	27	<u>226,100</u>	<u>248,400</u>	<u>275,800</u>	<u>297,900</u>	<u>332,000</u>
28	<u>215,000</u>	<u>241,100</u>	<u>271,300</u>	<u>295,600</u>	<u>331,300</u>	28	<u>227,100</u>	<u>249,700</u>	<u>276,600</u>	<u>299,300</u>	<u>333,400</u>
29	<u>216,200</u>	<u>242,700</u>	<u>272,500</u>	<u>296,600</u>	<u>332,400</u>	29	<u>228,200</u>	<u>251,100</u>	<u>277,600</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>
30	<u>217,300</u>	<u>244,100</u>	<u>273,700</u>	<u>298,000</u>	<u>333,900</u>	30	<u>229,000</u>	<u>252,100</u>	<u>278,700</u>	<u>301,600</u>	<u>336,000</u>
31	<u>218,600</u>	<u>245,400</u>	<u>275,200</u>	<u>299,400</u>	<u>335,300</u>	31	<u>229,800</u>	<u>252,900</u>	<u>280,100</u>	<u>302,900</u>	<u>337,400</u>
32	<u>219,700</u>	<u>246,500</u>	<u>276,500</u>	<u>300,900</u>	<u>336,800</u>	32	<u>230,500</u>	<u>253,600</u>	<u>281,300</u>	<u>304,100</u>	<u>338,900</u>
33	<u>221,000</u>	<u>247,500</u>	<u>278,000</u>	<u>302,300</u>	<u>338,400</u>	33	<u>231,600</u>	<u>254,400</u>	<u>282,500</u>	<u>305,300</u>	<u>340,400</u>
34	<u>222,300</u>	<u>248,600</u>	<u>279,400</u>	<u>303,800</u>	<u>339,900</u>	34	<u>232,800</u>	<u>255,300</u>	<u>283,800</u>	<u>306,700</u>	<u>341,900</u>
35	<u>223,600</u>	<u>249,500</u>	<u>280,600</u>	<u>305,400</u>	<u>341,500</u>	35	<u>233,900</u>	<u>256,200</u>	<u>284,900</u>	<u>308,100</u>	<u>343,400</u>
36	<u>224,900</u>	<u>250,500</u>	<u>281,800</u>	<u>307,000</u>	<u>343,000</u>	36	<u>234,900</u>	<u>256,900</u>	<u>286,100</u>	<u>309,500</u>	<u>344,900</u>
37	<u>226,000</u>	<u>251,200</u>	<u>283,300</u>	<u>308,300</u>	<u>344,700</u>	37	<u>235,900</u>	<u>257,600</u>	<u>287,500</u>	<u>310,800</u>	<u>346,500</u>
38	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	<u>284,500</u>	<u>309,700</u>	<u>346,300</u>	38	<u>237,200</u>	<u>258,500</u>	<u>288,600</u>	<u>312,100</u>	<u>348,100</u>
39	<u>228,700</u>	<u>253,100</u>	<u>285,900</u>	<u>311,100</u>	<u>347,800</u>	39	<u>238,500</u>	<u>259,400</u>	<u>289,700</u>	<u>313,500</u>	<u>349,600</u>

40	<u>230,100</u>	<u>254,100</u>	<u>287,100</u>	<u>312,700</u>	<u>349,400</u>	40	<u>239,700</u>	<u>260,300</u>	<u>290,700</u>	<u>314,900</u>	<u>351,100</u>
41	<u>231,000</u>	<u>254,500</u>	<u>288,100</u>	<u>314,200</u>	<u>350,600</u>	41	<u>240,500</u>	<u>260,700</u>	<u>291,700</u>	<u>316,400</u>	<u>352,300</u>
42	<u>232,400</u>	<u>255,400</u>	<u>289,400</u>	<u>315,600</u>	<u>352,100</u>	42	<u>241,500</u>	<u>261,500</u>	<u>292,900</u>	<u>317,800</u>	<u>353,800</u>
43	<u>233,700</u>	<u>256,200</u>	<u>290,700</u>	<u>317,000</u>	<u>353,600</u>	43	<u>242,500</u>	<u>262,300</u>	<u>294,100</u>	<u>319,200</u>	<u>355,300</u>
44	<u>235,100</u>	<u>256,900</u>	<u>292,100</u>	<u>318,500</u>	<u>355,000</u>	44	<u>243,500</u>	<u>263,000</u>	<u>295,300</u>	<u>320,500</u>	<u>356,700</u>
45	<u>236,300</u>	<u>257,700</u>	<u>293,400</u>	<u>319,300</u>	<u>356,600</u>	45	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>358,100</u>
46	<u>237,700</u>	<u>258,400</u>	<u>294,800</u>	<u>320,700</u>	<u>357,600</u>	46	<u>245,500</u>	<u>264,400</u>	<u>297,700</u>	<u>322,700</u>	<u>359,100</u>
47	<u>239,000</u>	<u>259,300</u>	<u>296,300</u>	<u>322,100</u>	<u>359,100</u>	47	<u>246,400</u>	<u>265,100</u>	<u>299,000</u>	<u>324,100</u>	<u>360,500</u>
48	<u>240,300</u>	<u>260,100</u>	<u>297,800</u>	<u>323,600</u>	<u>360,400</u>	48	<u>247,200</u>	<u>265,800</u>	<u>300,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,800</u>
49	<u>241,200</u>	<u>260,900</u>	<u>298,900</u>	<u>324,700</u>	<u>361,800</u>	49	<u>248,000</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>326,700</u>	<u>363,100</u>
50	<u>242,300</u>	<u>261,800</u>	<u>300,200</u>	<u>326,100</u>	<u>363,200</u>	50	<u>248,900</u>	<u>267,300</u>	<u>302,500</u>	<u>328,000</u>	<u>364,500</u>
51	<u>243,300</u>	<u>262,700</u>	<u>301,400</u>	<u>327,400</u>	<u>364,500</u>	51	<u>249,800</u>	<u>268,000</u>	<u>303,700</u>	<u>329,300</u>	<u>365,800</u>
52	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>	<u>302,800</u>	<u>328,700</u>	<u>365,900</u>	52	<u>250,600</u>	<u>268,900</u>	<u>305,000</u>	<u>330,600</u>	<u>367,100</u>
53	<u>245,000</u>	<u>264,800</u>	<u>304,200</u>	<u>330,100</u>	<u>367,400</u>	53	<u>251,200</u>	<u>269,800</u>	<u>306,400</u>	<u>331,900</u>	<u>368,600</u>
54	<u>246,000</u>	<u>266,000</u>	<u>305,500</u>	<u>331,500</u>	<u>368,600</u>	54	<u>252,100</u>	<u>270,900</u>	<u>307,700</u>	<u>333,200</u>	<u>369,800</u>
55	<u>246,900</u>	<u>267,300</u>	<u>306,900</u>	<u>332,900</u>	<u>369,700</u>	55	<u>253,000</u>	<u>272,000</u>	<u>309,000</u>	<u>334,500</u>	<u>370,900</u>
56	<u>247,800</u>	<u>268,600</u>	<u>308,300</u>	<u>334,200</u>	<u>370,900</u>	56	<u>253,800</u>	<u>273,200</u>	<u>310,200</u>	<u>335,800</u>	<u>372,100</u>
57	<u>248,500</u>	<u>270,000</u>	<u>309,100</u>	<u>335,100</u>	<u>372,000</u>	57	<u>254,500</u>	<u>274,400</u>	<u>311,000</u>	<u>336,700</u>	<u>373,200</u>
58	<u>249,500</u>	<u>271,500</u>	<u>310,300</u>	<u>336,400</u>	<u>372,900</u>	58	<u>255,400</u>	<u>275,800</u>	<u>312,200</u>	<u>338,000</u>	<u>374,100</u>
59	<u>250,100</u>	<u>272,900</u>	<u>311,500</u>	<u>337,600</u>	<u>373,900</u>	59	<u>256,000</u>	<u>277,100</u>	<u>313,400</u>	<u>339,200</u>	<u>375,100</u>
60	<u>250,900</u>	<u>274,300</u>	<u>312,900</u>	<u>338,900</u>	<u>374,900</u>	60	<u>256,800</u>	<u>278,400</u>	<u>314,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,000</u>
61	<u>251,700</u>	<u>275,600</u>	<u>314,000</u>	<u>340,000</u>	<u>375,500</u>	61	<u>257,500</u>	<u>279,600</u>	<u>315,900</u>	<u>341,500</u>	<u>376,600</u>
62	<u>252,500</u>	<u>276,900</u>	<u>315,300</u>	<u>340,900</u>	<u>376,300</u>	62	<u>258,200</u>	<u>280,800</u>	<u>317,200</u>	<u>342,400</u>	<u>377,400</u>
63	<u>253,300</u>	<u>278,300</u>	<u>316,600</u>	<u>342,100</u>	<u>377,100</u>	63	<u>258,900</u>	<u>281,900</u>	<u>318,400</u>	<u>343,500</u>	<u>378,200</u>
64	<u>254,100</u>	<u>279,400</u>	<u>317,800</u>	<u>343,400</u>	<u>377,900</u>	64	<u>259,600</u>	<u>283,000</u>	<u>319,600</u>	<u>344,700</u>	<u>379,000</u>

65	<u>254,800</u>	<u>280,500</u>	<u>319,100</u>	<u>344,500</u>	<u>378,600</u>	65	<u>260,200</u>	<u>284,000</u>	<u>320,800</u>	<u>345,800</u>	<u>379,700</u>
66	<u>255,500</u>	<u>281,800</u>	<u>320,400</u>	<u>345,700</u>	<u>379,300</u>	66	<u>260,900</u>	<u>285,200</u>	<u>322,100</u>	<u>347,000</u>	<u>380,400</u>
67	<u>256,300</u>	<u>283,100</u>	<u>321,700</u>	<u>346,900</u>	<u>380,100</u>	67	<u>261,500</u>	<u>286,400</u>	<u>323,300</u>	<u>348,200</u>	<u>381,200</u>
68	<u>257,000</u>	<u>284,400</u>	<u>323,000</u>	<u>348,000</u>	<u>380,800</u>	68	<u>262,100</u>	<u>287,400</u>	<u>324,500</u>	<u>349,200</u>	<u>381,900</u>
69	<u>257,800</u>	<u>285,500</u>	<u>323,700</u>	<u>349,000</u>	<u>381,400</u>	69	<u>262,700</u>	<u>288,400</u>	<u>325,200</u>	<u>350,200</u>	<u>382,500</u>
70	<u>258,600</u>	<u>287,000</u>	<u>324,800</u>	<u>350,000</u>	<u>382,000</u>	70	<u>263,300</u>	<u>289,800</u>	<u>326,300</u>	<u>351,200</u>	<u>383,100</u>
71	<u>259,500</u>	<u>288,500</u>	<u>325,900</u>	<u>351,100</u>	<u>382,700</u>	71	<u>264,100</u>	<u>291,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,300</u>	<u>383,800</u>
72	<u>260,500</u>	<u>289,900</u>	<u>326,800</u>	<u>352,200</u>	<u>383,300</u>	72	<u>264,900</u>	<u>292,300</u>	<u>328,300</u>	<u>353,400</u>	<u>384,400</u>
73	<u>261,800</u>	<u>290,900</u>	<u>328,100</u>	<u>353,000</u>	<u>384,000</u>	73	<u>266,100</u>	<u>293,300</u>	<u>329,400</u>	<u>354,200</u>	<u>385,100</u>
74	<u>263,100</u>	<u>292,300</u>	<u>328,800</u>	<u>354,100</u>	<u>384,500</u>	74	<u>267,200</u>	<u>294,600</u>	<u>330,100</u>	<u>355,300</u>	<u>385,600</u>
75	<u>264,200</u>	<u>293,500</u>	<u>329,900</u>	<u>355,200</u>	<u>385,100</u>	75	<u>268,200</u>	<u>295,800</u>	<u>331,200</u>	<u>356,400</u>	<u>386,200</u>
76	<u>265,300</u>	<u>294,800</u>	<u>331,100</u>	<u>356,300</u>	<u>385,600</u>	76	<u>269,200</u>	<u>297,000</u>	<u>332,300</u>	<u>357,400</u>	<u>386,700</u>
77	<u>266,200</u>	<u>296,200</u>	<u>332,200</u>	<u>357,000</u>	<u>386,000</u>	77	<u>270,100</u>	<u>298,300</u>	<u>333,400</u>	<u>358,100</u>	<u>387,100</u>
78	<u>267,200</u>	<u>297,500</u>	<u>333,400</u>	<u>357,800</u>	<u>386,600</u>	78	<u>271,000</u>	<u>299,500</u>	<u>334,600</u>	<u>358,900</u>	<u>387,700</u>
79	<u>268,400</u>	<u>298,700</u>	<u>334,500</u>	<u>358,600</u>	<u>387,100</u>	79	<u>271,900</u>	<u>300,700</u>	<u>335,700</u>	<u>359,700</u>	<u>388,200</u>
80	<u>269,400</u>	<u>300,000</u>	<u>335,700</u>	<u>359,300</u>	<u>387,400</u>	80	<u>272,800</u>	<u>301,900</u>	<u>336,800</u>	<u>360,400</u>	<u>388,500</u>
81	<u>270,300</u>	<u>300,500</u>	<u>336,800</u>	<u>359,900</u>	<u>387,700</u>	81	<u>273,600</u>	<u>302,400</u>	<u>337,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>
82	<u>271,200</u>	<u>301,700</u>	<u>337,900</u>	<u>360,400</u>	<u>388,200</u>	82	<u>274,500</u>	<u>303,600</u>	<u>339,000</u>	<u>361,500</u>	<u>389,300</u>
83	<u>272,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,600</u>	83	<u>275,400</u>	<u>304,700</u>	<u>340,000</u>	<u>362,100</u>	<u>389,700</u>
84	<u>273,100</u>	<u>304,000</u>	<u>340,000</u>	<u>361,500</u>	<u>388,900</u>	84	<u>276,000</u>	<u>305,800</u>	<u>341,100</u>	<u>362,600</u>	<u>390,000</u>
85	<u>273,900</u>	<u>305,100</u>	<u>340,900</u>	<u>362,100</u>	<u>389,200</u>	85	<u>276,700</u>	<u>306,900</u>	<u>342,000</u>	<u>363,200</u>	<u>390,300</u>
86	<u>274,700</u>	<u>306,300</u>	<u>341,900</u>	<u>362,600</u>	<u>389,700</u>	86	<u>277,400</u>	<u>308,100</u>	<u>343,000</u>	<u>363,700</u>	<u>390,800</u>
87	<u>275,600</u>	<u>307,500</u>	<u>342,800</u>	<u>363,200</u>	<u>390,200</u>	87	<u>278,100</u>	<u>309,300</u>	<u>343,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,300</u>
88	<u>276,500</u>	<u>308,600</u>	<u>343,800</u>	<u>363,700</u>	<u>390,600</u>	88	<u>278,800</u>	<u>310,400</u>	<u>344,900</u>	<u>364,800</u>	<u>391,700</u>

89	<u>277,300</u>	<u>309,900</u>	<u>344,800</u>	<u>364,100</u>	<u>390,900</u>		89	<u>279,600</u>	<u>311,500</u>	<u>345,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,000</u>
90	<u>278,200</u>	<u>311,100</u>	<u>345,600</u>	<u>364,500</u>	<u>391,300</u>		90	<u>280,400</u>	<u>312,700</u>	<u>346,600</u>	<u>365,600</u>	<u>392,400</u>
91	<u>279,000</u>	<u>312,300</u>	<u>346,400</u>	<u>365,100</u>	<u>391,800</u>		91	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>347,400</u>	<u>366,200</u>	<u>392,900</u>
92	<u>280,000</u>	<u>313,500</u>	<u>347,200</u>	<u>365,600</u>	<u>392,200</u>		92	<u>282,000</u>	<u>315,000</u>	<u>348,200</u>	<u>366,700</u>	<u>393,300</u>
93	<u>280,900</u>	<u>314,300</u>	<u>347,800</u>	<u>365,900</u>	<u>392,600</u>		93	<u>282,800</u>	<u>315,800</u>	<u>348,800</u>	<u>367,000</u>	<u>393,700</u>
94	<u>281,900</u>	<u>315,000</u>	<u>348,400</u>	<u>366,400</u>			94	<u>283,800</u>	<u>316,500</u>	<u>349,400</u>	<u>367,500</u>	
95	<u>282,800</u>	<u>315,700</u>	<u>349,100</u>	<u>366,800</u>			95	<u>284,700</u>	<u>317,200</u>	<u>350,100</u>	<u>367,900</u>	
96	<u>283,800</u>	<u>316,300</u>	<u>349,700</u>	<u>367,100</u>			96	<u>285,600</u>	<u>317,800</u>	<u>350,700</u>	<u>368,200</u>	
97	<u>284,400</u>	<u>317,000</u>	<u>350,100</u>	<u>367,700</u>			97	<u>286,200</u>	<u>318,300</u>	<u>351,100</u>	<u>368,800</u>	
98	<u>285,200</u>	<u>317,300</u>	<u>350,500</u>	<u>368,200</u>			98	<u>286,800</u>	<u>318,600</u>	<u>351,500</u>	<u>369,300</u>	
99	<u>285,800</u>	<u>317,900</u>	<u>351,000</u>	<u>368,700</u>			99	<u>287,400</u>	<u>319,200</u>	<u>352,000</u>	<u>369,800</u>	
100	<u>286,700</u>	<u>318,600</u>	<u>351,400</u>	<u>369,200</u>			100	<u>288,300</u>	<u>319,800</u>	<u>352,400</u>	<u>370,300</u>	
101	<u>287,500</u>	<u>319,000</u>	<u>351,900</u>	<u>369,800</u>			101	<u>289,100</u>	<u>320,200</u>	<u>352,900</u>	<u>370,900</u>	
102	<u>288,300</u>	<u>319,600</u>	<u>352,300</u>	<u>370,300</u>			102	<u>289,900</u>	<u>320,800</u>	<u>353,300</u>	<u>371,400</u>	
103	<u>289,100</u>	<u>320,200</u>	<u>352,800</u>	<u>370,800</u>			103	<u>290,700</u>	<u>321,400</u>	<u>353,800</u>	<u>371,900</u>	
104	<u>289,900</u>	<u>320,800</u>	<u>353,200</u>	<u>371,200</u>			104	<u>291,500</u>	<u>321,900</u>	<u>354,200</u>	<u>372,300</u>	
105	<u>290,600</u>	<u>321,200</u>	<u>353,500</u>	<u>371,800</u>			105	<u>292,100</u>	<u>322,300</u>	<u>354,500</u>	<u>372,900</u>	
106	<u>291,100</u>	<u>321,700</u>	<u>354,000</u>	<u>372,300</u>			106	<u>292,600</u>	<u>322,800</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	
107	<u>291,600</u>	<u>322,200</u>	<u>354,400</u>	<u>372,800</u>			107	<u>293,100</u>	<u>323,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,900</u>	
108	<u>292,100</u>	<u>322,700</u>	<u>354,700</u>	<u>373,300</u>			108	<u>293,500</u>	<u>323,800</u>	<u>355,700</u>	<u>374,400</u>	
109	<u>292,300</u>	<u>323,100</u>	<u>355,200</u>	<u>373,900</u>			109	<u>293,700</u>	<u>324,200</u>	<u>356,200</u>	<u>375,000</u>	
110	<u>292,600</u>	<u>323,500</u>	<u>355,700</u>	<u>374,300</u>			110	<u>294,000</u>	<u>324,600</u>	<u>356,700</u>	<u>375,400</u>	
111	<u>292,800</u>	<u>323,800</u>	<u>356,200</u>	<u>374,800</u>			111	<u>294,200</u>	<u>324,900</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>	
112	<u>293,200</u>	<u>324,100</u>	<u>356,700</u>	<u>375,300</u>			112	<u>294,500</u>	<u>325,200</u>	<u>357,700</u>	<u>376,400</u>	
113	<u>293,500</u>	<u>324,500</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>			113	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>358,200</u>	<u>377,000</u>	

114	<u>293,700</u>	<u>324,900</u>	<u>357,700</u>				114	<u>295,000</u>	<u>325,900</u>	<u>358,700</u>		
115	<u>294,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,200</u>				115	<u>295,300</u>	<u>326,300</u>	<u>359,200</u>		
116	<u>294,400</u>	<u>325,600</u>	<u>358,600</u>				116	<u>295,500</u>	<u>326,600</u>	<u>359,600</u>		
117	<u>294,700</u>	<u>325,800</u>	<u>359,000</u>				117	<u>295,800</u>	<u>326,800</u>	<u>360,000</u>		
118	<u>295,000</u>	<u>326,100</u>					118	<u>296,100</u>	<u>327,100</u>			
119	<u>295,300</u>	<u>326,500</u>					119	<u>296,400</u>	<u>327,500</u>			
120	<u>295,700</u>	<u>326,700</u>					120	<u>296,700</u>	<u>327,700</u>			
121	<u>296,000</u>	<u>326,900</u>					121	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>			
122	<u>296,400</u>	<u>327,200</u>					122	<u>297,400</u>	<u>328,200</u>			
123	<u>296,700</u>	<u>327,500</u>					123	<u>297,700</u>	<u>328,500</u>			
124	<u>297,100</u>	<u>327,800</u>					124	<u>298,100</u>	<u>328,800</u>			
125	<u>297,300</u>	<u>328,000</u>					125	<u>298,300</u>	<u>329,000</u>			
126	<u>297,500</u>	<u>328,300</u>					126	<u>298,500</u>	<u>329,300</u>			
127	<u>297,800</u>	<u>328,700</u>					127	<u>298,800</u>	<u>329,700</u>			
128	<u>298,200</u>	<u>328,900</u>					128	<u>299,200</u>	<u>329,900</u>			
129	<u>298,400</u>	<u>329,100</u>					129	<u>299,400</u>	<u>330,100</u>			
130	<u>298,700</u>	<u>329,300</u>					130	<u>299,700</u>	<u>330,300</u>			
131	<u>299,100</u>	<u>329,700</u>					131	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>			
132	<u>299,500</u>	<u>329,900</u>					132	<u>300,500</u>	<u>330,900</u>			
133	<u>299,700</u>	<u>330,200</u>					133	<u>300,700</u>	<u>331,200</u>			
134	<u>300,000</u>	<u>330,600</u>					134	<u>301,000</u>	<u>331,600</u>			
135	<u>300,400</u>	<u>331,000</u>					135	<u>301,400</u>	<u>332,000</u>			
136	<u>300,700</u>	<u>331,400</u>					136	<u>301,700</u>	<u>332,400</u>			
137	<u>300,900</u>	<u>331,700</u>					137	<u>301,900</u>	<u>332,700</u>			
138	<u>301,200</u>	<u>332,100</u>					138	<u>302,200</u>	<u>333,100</u>			

	139	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>					139	<u>302,600</u>	<u>333,500</u>			
	140	<u>301,900</u>	<u>332,900</u>					140	<u>302,900</u>	<u>333,900</u>			
	141	<u>302,100</u>	<u>333,200</u>					141	<u>303,100</u>	<u>334,200</u>			
	142	<u>302,500</u>	<u>333,600</u>					142	<u>303,500</u>	<u>334,600</u>			
	143	<u>302,900</u>	<u>333,900</u>					143	<u>303,900</u>	<u>334,900</u>			
	144	<u>303,200</u>	<u>334,300</u>					144	<u>304,200</u>	<u>335,300</u>			
	145	<u>303,400</u>	<u>334,600</u>					145	<u>304,400</u>	<u>335,600</u>			
	146	<u>303,600</u>						146	<u>304,600</u>				
	147	<u>303,900</u>						147	<u>304,900</u>				
	148	<u>304,300</u>						148	<u>305,300</u>				
	149	<u>304,500</u>						149	<u>305,500</u>				
	150	<u>304,700</u>						150	<u>305,700</u>				
	151	<u>305,000</u>						151	<u>306,000</u>				
	152	<u>305,300</u>						152	<u>306,300</u>				
	153	<u>305,700</u>						153	<u>306,700</u>				
	154	<u>305,900</u>						154	<u>306,900</u>				
	155	<u>306,100</u>						155	<u>307,100</u>				
	156	<u>306,400</u>						156	<u>307,400</u>				
	157	<u>306,700</u>						157	<u>307,700</u>				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>235,100</u>	円 <u>255,400</u>	円 <u>262,600</u>	円 <u>272,800</u>	円 <u>289,100</u>			円 <u>236,100</u>	円 <u>256,400</u>	円 <u>263,600</u>	円 <u>273,800</u>	円 <u>290,100</u>

任期 付職 員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	任期 付職 員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
	176,700	209,800	233,100	252,300	274,700		195,000	225,800	246,500	262,000	281,400
備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。						備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。					

【第2条】鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退</p>

<p>職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	--

【第3条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																												
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>375,000</u>	<u>2</u>	<u>422,000</u>	<u>3</u>	<u>472,000</u>	<u>4</u>	<u>533,000</u>	<u>5</u>	<u>608,000</u>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>5</u>	<u>615,000</u>
号給	給料月額																												
	円																												
<u>1</u>	<u>375,000</u>																												
<u>2</u>	<u>422,000</u>																												
<u>3</u>	<u>472,000</u>																												
<u>4</u>	<u>533,000</u>																												
<u>5</u>	<u>608,000</u>																												
号給	給料月額																												
	円																												
<u>1</u>	<u>380,000</u>																												
<u>2</u>	<u>427,000</u>																												
<u>3</u>	<u>477,000</u>																												
<u>4</u>	<u>539,000</u>																												
<u>5</u>	<u>615,000</u>																												

<p>については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

【第4条】 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例</p>	<p>（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例</p>

<p>第 19 条第 3 項中「第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第 19 条第 3 項中「第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第 3 条の規定（鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 8 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第 3 条の規定（任期付職員条例第 8 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の給与条例又は第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例又は第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例又は第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 65 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する世帯の世帯主に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額する。
- (2) (1)により減額する額は、出産被保険者の出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から出産予定月の翌々月までの期間（4 月）に係る額（多胎妊娠の場合は、出産予定月の 3 月前から出産予定月の翌々月までの期間（6 月）に係る額）とする。
- (3) 納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には市長に届け出なければならないこととするとともに、届出に関する規定を整備する。

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

鴨川市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 23 条 略	第 23 条 略
2 略	2 略

(新設)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p>
-------------	--

	<p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民

健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 66 号

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 9 月 15 日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 67 号）が同月 16 日（一部は同月 15 日）に施行されたことに伴い、鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされた施設に限</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされた施設に限</p>

る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) 略

2 略

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) 略

2 略

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教

	育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

子ども医療費の助成制度について、対象とする子どもの年齢を 18 歳に引き上げる等の改正を行うため、鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 3 号）、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 4 号）及び鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 111 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の改正【第 1 条】

ア 助成の対象とする子どもの年齢を 18 歳（現行 15 歳）に引き上げる。

イ 子どもの医療費に係る助成制度について、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例を優先して適用させるため、同条例の助成対象者となる子どもは同条例により助成を行うこととし、助成の対象から除く。

ウ 失効した受給券について返納届により返納を義務付けていたものを不要とする。

(2) 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の改正【第 2 条】

ア (1)イに伴う条文の整備を行う。

イ 所得割課税世帯の助成対象者の自己負担（300 円）については、監護者に係る医療費に限り負担することとし、子どもに係る医療費についての負担はないものとする。

ウ 失効した受給券について返納届により返納を義務付けていたものを不要とする。

(3) 鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の改正【第 3 条】

(1)に伴う条文の整備を行う。

(4) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

【第1条】 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。<u>ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する子どもの保護者を除く。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(届出の義務等)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とししない。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する子どもの保護者</u></p> <p>(2) <u>鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)に基づく助成の対象者</u></p> <p>(届出の義務等)</p> <p>第11条 略</p>

2 略	2 略
3 受給者は、 <u>有効期間が終了した場合又は転出等の理由により助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに受給券を市長に返納しなければならない。</u>	3 受給者は、転出等の理由により助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに受給券を市長に返納しなければならない。

【第2条】 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第3号)に基づく助成の対象者(第6条の受給資格の登録を受けようとする期間の末日の属する年の前々年の所得について地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される世帯に属する者に限る。)が監護する児童であつて、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 <u>前項第7号及び第8号</u>に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者については、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、<u>第1項第7号及び第8号</u>の</p>	<p>(助成の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p>2 <u>前項第6号及び第7号</u>に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者については、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、<u>第1項第6号及び第7号</u>の</p>

<p>規定は適用しない。 (助成の範囲) 第5条 市長は、助成対象者の医療保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額から次に掲げる額を控除した額を助成するものとする。 (1)～(4) 略 (5) 所得について地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される世帯に属する者である場合にあっては、入院1日又は通院1回につき300円 2・3 略 (届出の義務等) 第9条 略 2 略 3 <u>受給者は、受給券の有効期間が終了したときは、速やかに受給券を市長に返納しなければならない。</u></p>	<p>規定は適用しない。 (助成の範囲) 第5条 市長は、助成対象者の医療保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額から次に掲げる額を控除した額を助成するものとする。 (1)～(4) 略 (5) 所得について地方税法<u>(昭和25年法律第226号)</u>第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される世帯に属する者である場合にあっては、<u>助成対象者のうち監護者について</u>入院1日又は通院1回につき300円 2・3 略 (届出の義務等) 第9条 略 2 略 (削る)</p>
--	---

【第3条】鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(受給権者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給権者とし<u>ない</u>。 (1)～(3) 略 (4) 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第3号)に基づく助成の対象者が監護する児童であつて、<u>15歳</u>に</p>	<p>(受給権者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給権者とし<u>ない</u>。 (1)～(3) 略 (4) 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第3号)に基づく助成の対象者が監護する児童であつて、<u>18歳</u>に</p>

達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
(5) 略

達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
(5) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）第6条の規定による受給券の交付の申請及び受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭等医療費等助成条例」という。）第6条第1項の規定による受給券の交付に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日までに、第1条の規定による改正前の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（以下「旧子ども医療費助成条例」という。）第6条の規定により受給券の交付を受けている者（同日において15歳である者に限る。）は、施行日に新子ども医療費助成条例第6条の規定による受給資格の登録を受けたものとみなす。

5 新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日までに、旧子ども医療費助成条例第6条の規定により受給券の交付を受け、かつ、施行日において新ひとり親家庭等医療費等助成条例第3条に規定する助成の要件を満たす者は、新ひとり親家庭等医療費等助成条例第6条第1項の規定による申請を要せず、施行日に同項の規定による受給資格の登録を受けたものとみなす。

7 新ひとり親家庭等医療費等助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療、調剤及び証明に係る医療費、調剤費及び証明手数料について適用し、施行日前に受けた医療、調剤及び証明に係る医療費、調剤費及び証明手数料については、なお従前の例による。

(鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第3条の規定による改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療及び証明に係る医療費及び証明手数料について適用し、施行日前に受けた医療及び証明に係る医療費及び証明手数料については、なお従前の例による。

議案第 68 号

指定管理者の指定について（鴨川市地域資源総合管理施設）

1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川市地域資源総合管理施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市地域資源総合管理施設

鴨川市平塚 540 番地

（2）指定管理者となる団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人大山千枚田保存会

理事長 石田 三示

鴨川市平塚 101 番地 1

（3）指定管理者が行う業務の範囲

ア 鴨川市地域資源総合管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

イ 研修室の利用の許可に関する業務

ウ 研修室の利用料金に関する業務

エ 鴨川市地域資源総合管理施設の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

（4）指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 69 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 7 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 7 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,383,811	94,774	4,478,585	固定資産税（現年度課税分） 92,500 特別土地保有税（滞納繰越分） 2,274
13 分担金及び負担金	75,975	26,694	102,669	農地農業用施設災害復旧事業分担金 26,375 市営漁港整備事業分担金 319
15 国庫支出金	2,221,244	303,626	2,524,870	生活保護費負担金 32,745 現年発生補助災害復旧負担金（農林水産施設） 44,625 現年発生補助災害復旧負担金（公共土木施設） 209,438 外
16 県支出金	1,126,886	32,726	1,159,612	障害者自立支援給付費負担金 12,910 千葉県経営体育成支援事業補助金 4,367 野生獣管理事業補助金 7,195 外
18 寄附金	600,690	12,903	613,593	ふるさぽーと寄附金 12,000 企業版ふるさと納税寄附金 200 民生費寄附金 503 外
19 繰入金	1,429,006	13,525	1,442,531	財政調整基金繰入金 1,525 ふるさぽーと基金繰入金 12,000
21 諸収入	300,422	23,306	323,728	子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度収入 1,166 児童

				手当国庫負担金過年度収入 3,788 後期高齢者医療療養給付費負担金 精算金 16,736 外
22 市債	1,174,790	127,700	1,302,490	林道整備事業債 10,600 現年発生補助災害復旧事業債（農林水産施 設） 15,000 現年発生補助災害復旧事業債（公共土木施設） 104,500 外
歳入合計	18,774,349	635,254	19,409,603	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	187,614	1,071	188,685
2 総務費	3,337,815	6,915	3,344,730
3 民生費	6,051,331	142,317	6,193,648
4 衛生費	2,441,067	3,855	2,444,922
6 農林水産業費	677,453	25,687	703,140
7 商工費	383,160	982	384,142
8 土木費	881,415	13,064	894,479
9 消防費	885,019	6,968	891,987
10 教育費	1,952,408	17,130	1,969,538
11 災害復旧費	94,193	417,265	511,458
歳出合計	18,774,349	635,254	19,409,603

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,694,336	15,799	3,710,135
扶助費	2,927,646	107,400	3,035,046

物件費	3,492,649	28,719	3,521,368
維持補修費	258,847	2,797	261,644
補助費等	2,235,063	20,679	2,255,742
積立金	973,404	12,504	985,908
繰出金	1,639,550	4,844	1,644,394
投資的経費	1,540,887	442,512	1,983,399
普通建設事業費	1,444,339	7,538	1,451,877
補助事業費	687,135	3,197	690,332
単独事業費	712,956	3,496	716,452
その他	44,248	845	45,093
災害復旧事業費	96,548	434,974	531,522
歳出合計	18,774,349	635,254	19,409,603

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
6-1-3	担い手支援事業	4,567	4,367			200	・千葉県経営体育成支援事業補助金 4,367 千円 外 農業経営の発展及び改善に必要な機械の取得等を行った 認定農業者に対し、経費の一部を補助する。
6-2-1	森林整備事業	3,275	833			2,442	・森林経営管理事業委託料 2,233 千円 外 鴨川市森林環境整備基本計画に基づく森林整備を進める ため、曾呂地区において、森林整備に係る説明会を開催する とともに、現地の調査及び測量を実施する。

8-2-2	道路橋梁維持補修事業	5,921				5,921	・維持補修工事 5,921 千円 市道大淵3号線小規模溪流対策工事における軟弱地盤の出現及び令和5年台風第13号による土石流被害の発生に伴い、緊急的な安全対策として追加工事を実施する。
8-2-3	防災・安全社会資本整備交付金事業	4,030				4,030	・市道整備工事 4,030 千円 国道128号の慢性的な渋滞を緩和し、安全で快適な道路ネットワークを形成する市道具渚大里線（花房工区）の安全対策工事を実施する。
11-1-1	林道災害復旧事業	30,000	15,000	13,500		1,500	・林道災害復旧工事 30,000 千円 令和5年台風第13号により路肩が崩落した林道天津線の道路災害復旧工事を実施する。
11-1-2	農地農業用施設災害復旧事業	57,750	29,625	1,500	26,375	250	・農地農業用施設災害復旧工事 57,750 千円 令和5年台風第13号により被災した農地10箇所及び農道1箇所の災害復旧工事を実施する。
11-2-1	土木施設災害復旧事業	322,816	209,438	104,500		8,878	・資材価格等調査委託料 1,716 千円 ・市道災害復旧工事 314,000 千円 ・電柱移設補償 7,100 千円 令和5年台風第13号により被災した市道18路線の災害復旧工事等を実施する。

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
3-5	被災住宅応急修理支援事業	20,294	令和5年台風第13号により床上浸水等の被害を受けた住宅の応急修理について、被災者や施工事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないた

			め、当該事業費（被災住宅応急修理業務委託料）を令和6年度に繰り越して使用する。
8-2	道路橋梁維持補修事業	20,874	市道の維持補修工事について、令和5年台風第13号による災害の復旧を優先したことから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（維持補修工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
	道路橋梁維持補修事業（災害経費）	74,504	令和5年台風第13号により被災した土木施設について、被災箇所が多数あることから、調査及び施工事業者の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（修繕料）を令和6年度に繰り越して使用する。
	防災・安全社会資本整備交付金事業	18,110	市道貝渚大里線道路改良工事（花房工区・その3及びその4）について、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（市道整備工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
	地方創生道整備推進交付金事業	64,774	市道貝渚大里線道路改良工事（貝渚工区・その4及びその5）について、隣接する地権者との工程調整に不測の日数を要したこと等により年度内の完了が見込めないため、当該事業費の一部（設計監理委託料及び市道整備工事）を令和6年度に繰り越して使用する。 また、市道貝渚大里線安全施設工事（大里工区）について、発注の調整に不測の日数を要したこと等により年度内の完了が見込めないため、当該事業費（市道整備工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
8-3	河川維持補修事業（災害経費）	22,648	令和5年台風第13号により被災した土木施設について、被災箇所が多数あることから、調査及び施工事業者の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（修繕料）を令和6年度に繰り越して使用する。
	自然災害防止事業	20,000	普通河川神明川改修工事について、詳細設計における工法の検討に不測の日数を要したこと等により年度内の完了が見込めないため、当該事業費（自然災害防止工事）を令和6年度に繰り越して使用する。

	急傾斜地崩壊対策事業	2,000	県が実施する土砂災害防止工事（天津2）について、工事中仮設道路の確保に係る調整に不測の日数を要したこと等により年度内の完了が見込めないため、当該事業費（県営急傾斜地崩壊対策事業負担金）を令和6年度に繰り越して使用する。
8-4	下水路維持管理事業	53,900	前原・横渚地区浸水対策排水路実施設計業務について、排水先の検討に不測の日数を要したこと等により年度内の完了が見込めないため、当該事業費（排水路改修工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
11-1	林道災害復旧事業	30,000	国による災害査定の実施に期間を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（林道災害復旧工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
	県単林道災害復旧事業	19,800	林道横尾線の災害復旧工事について、増破に伴い復旧工法を再検討したこと等により年度内の完了が見込めないため、当該事業費（林道災害復旧工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
	農地農業用施設災害復旧事業	57,750	国による災害査定の実施に期間を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（農地農業用施設災害復旧工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
11-2	土木施設災害復旧事業	322,816	国による災害査定の実施に期間を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（資材価格等調査委託料、市道災害復旧工事及び電柱移設補償）を令和6年度に繰り越して使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
戸籍総合システム更新事業	自 令和5年度 至 令和8年度	289	戸籍総合システムにおいて生体認証管理ソフト等を令和6年度から令和8年度までにわたり使用するため、債務負担行為を追加する。
生活困窮者等連絡体制確保業務委託料	自 令和5年度 至 令和8年度	1,206	365日24時間体制で緊急的な連絡体制を確保するための生活困窮者等連絡体制確保業務を令和6年度から令和8年度まで

			にわたり実施するため、債務負担行為を追加する。
地域資源総合管理施設指定管理料	自 令和5年度 至 令和10年度	13,495	施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和6年4月1日から5年間、地域資源総合管理施設の管理を指定管理者に行わせるため、債務負担行為を追加する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
林道現年発生補助災害復旧事業		13,500	林道災害復旧工事費の追加に伴い限度額を追加する。
農業用施設現年発生補助災害復旧事業		1,500	農業用施設災害復旧工事費の追加に伴い限度額を追加する。
公共土木施設現年発生補助災害復旧事業		104,500	市道災害復旧工事費の追加に伴い限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
ほ場整備事業	2,300	3,000	加茂川中部地区県営ほ場整備事業に係る負担金の増額に伴い限度額を追加する。
林道整備事業	10,800	21,400	県単林道災害復旧事業に係る地方債の区分変更による災害復旧工事費の追加に伴い限度額を追加する。
漁港整備事業	36,200	37,500	漁港施設維持管理事業に係る漁港整備工事費の追加に伴い限度額を追加する。
小学校施設改修事業	4,900	5,600	東条小学校屋内運動場多目的トイレ設置工事の設計業務に係る地方債の区分変更に伴い限度額を追加する。

農林水産施設過年発生単独災害復旧事業	5,100	0	県単林道災害復旧事業に係る地方債の区分変更に伴い限度額を減額する。
--------------------	-------	---	-----------------------------------

議案第 70 号

令和 5 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
7 県支出金		2,992,578	1,144	2,993,722	
	1 県負担金	2,992,578	1,144	2,993,722	特別調整交付金分 198 直営診療施設整備費分 946
10 繰入金		366,919	2,059	368,978	
	2 基金繰入金	109,123	2,059	111,182	財政調整基金繰入金
歳入合計		4,028,090	3,203	4,031,293	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,050	198	19,248
	1 総務管理費	11,916	198	12,114
11 諸支出金		3,871	3,005	6,876
	1 償還金及び還付加算金	3,071	2,059	5,130

	2 繰出金	800	946	1,746
歳出合計		4,028,090	3,203	4,031,293

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般管理事務費	198	198				・システム改修委託料 198 千円 令和6年1月から施行される産前産後期間における国民健康保険税の減額措置に対応するため、システム改修業務を委託する。
11-1-3	国庫支出金等返還金	2,059				2,059	・国庫支出金等返還金 2,059 千円 令和4年度に実施した特定健康診査(集団健診)に対する国庫支出金を精算する。
11-2-1	直営診療施設勘定繰出金	946	946				・直営診療施設勘定繰出金 946 千円 鴨川市立国保病院の医療機器の購入に対して交付された保険給付費等交付金(特別交付金)を病院事業会計に繰り出す。

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	253	国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	132	高額療養費支給システム機器の保守点検等業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	773	高額療養費支給システム機器及び同システムの賃借業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	568	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和6年4月1日から契約期間を1年間更新する。
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	118	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和5年度 至 令和6年度	309	徴収業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,774	特定健康診査受診勧奨業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 71 号

令和 5 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 国庫支出金		1,090,907	3,534	1,094,441	
	1 国庫負担金	743,032	133	743,165	介護給付費負担金
	2 国庫補助金	347,875	3,401	351,276	調整交付金 46 介護保険事業費補助金 3,355
3 支払基金交付金		1,151,943	180	1,152,123	
	1 支払基金交付金	1,151,943	180	1,152,123	介護給付費交付金
4 県支出金		644,805	83	644,888	
	1 県負担金	622,395	83	622,478	介護給付費負担金
6 繰入金		788,867	4,264	793,131	
	1 一般会計繰入金	724,894	4,120	729,014	職員給与費等繰入金(介護保険職員分) 272 職員給与費等繰入金(地域支援事業職員分) 91 事務費繰入金(介護保険事業分) 3,674 外
	2 基金繰入金	63,973	144	64,117	介護給付費準備基金繰入金
歳入合計		4,613,823	8,061	4,621,884	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		119,262	7,393	126,655
	1 総務管理費	86,295	6,033	92,328
	3 介護認定審査会費	29,885	1,360	31,245
2 保険給付費		4,201,312	668	4,201,980
	2 介護予防サービス等諸費	106,227	668	106,895
歳出合計		4,613,823	8,061	4,621,884

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般事務管理費 (介護保険)	5,670	2,835			2,835	・システム改修委託料 5,670 千円 令和6年4月から施行される介護保険制度の改正に伴うシステム改修業務を委託する。
1-3-1	介護認定審査会 費	1,041	520			521	・システム改修委託料 1,041 千円 令和6年4月から施行される介護保険制度の改正に伴うシステム改修業務を委託する。
1-3-2	認定調査等費	319				319	・介護認定調査委託料 319 千円 介護認定調査の委託件数の増加に伴い、委託料を追加する。
2-2-1	介護予防サービ ス等給付費	668	262		180	226	・介護予防住宅改修費 668 千円 支給件数の増加に伴い、給付金を追加する。

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	1,353	認定業務における認定審査会システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	1,320	介護給付費適正化事業におけるシステムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和5年度 至 令和6年度	660	市が指定する指定居宅介護支援事業者等における管理業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護報酬等検索システム利用料	自 令和5年度 至 令和6年度	32	介護報酬等に関する審査等業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	109	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	185	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和6年4月1日から契約期間を1年間更新する。
生活支援体制整備事業委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	6,000	高齢者の生活支援体制づくり事業の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	13,660	高齢者等生活支援型配食サービス業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

第一号介護予防支援業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	6,346	要支援認定者等に係る介護予防ケアマネジメント業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
緊急通報システム業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,620	高齢者緊急通報システム業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
独居老人等安否確認委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	2,313	独居老人等安否確認業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
認知症初期スクリーニングシステム利用料	自 令和5年度 至 令和6年度	49	認知症地域支援・ケア向上業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
地域包括支援センターサブセンター業務委託料	自 令和5年度 至 令和8年度	73,497	地域包括支援センターサブセンター業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 72 号

令和 5 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
5 諸収入		10,463	650	11,113	
	2 償還金及び還付 加算金	1,100	650	1,750	保険料還付金
歳入合計		603,418	650	604,068	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		3,147	650	3,797
	1 償還金及び還付 加算金	1,100	650	1,750
歳出合計		603,418	650	604,068

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	保険料過誤納 還付金	650				650	・ 後期高齢者医療保険料過誤納還付金 650 千円 令和4年度以前に納付された保険料について、所得更正等による保険料額の変更が生じたため、納付済みの保険料を還付する。

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	138	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	155	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和6年4月1日から契約期間を1年間更新する。

議案第 73 号

令和 5 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）債務負担行為

ア 追加

（単位 千円）

事項	期間	限度額	説明
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	12, 173	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 16 条に基づく水道用量水器の交換等業務の円滑な実施を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	11, 778	設備機器の保安・保守点検業務及び企業会計システム、水道料金調定システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	225	管理施設警備業務の円滑な実施を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
水質検査業務に係る委託料	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	15, 403	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 20 条に基づく水質検査業務の円滑な実施を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
土砂処理業務に係る委託料	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	41, 250	浄水処理に伴い発生する土砂処理業務の円滑な実施を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。

薬品等に係る購入費	自 令和5年度 至 令和6年度	65,685	浄水処理等に必要となる薬品等の購入業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
-----------	--------------------	--------	---

議案第 74 号

令和 5 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市病院事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-3	その他医業収益	48,006	1,821	49,827	公衆衛生活動収益 1,821
1-1-8	訪問リハビリテーション収益	1,429	4,820	6,249	訪問リハビリテーション収益 4,820
1-2-4	負担金交付金	16,800	2,536	19,336	交付金 2,536
1-2-6	補助金	0	3,620	3,620	県補助金 3,620

イ 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	給与費	778,768	△5,726	773,042	報酬 △5,726
1-1-2	材料費	77,348	15,545	92,893	薬品費 3,000 診療材料費 12,000 給食材料費 545
1-1-3	経費	225,834	964	226,798	旅費交通費 80 光熱水費 1,500 保険料 361 賃借料 △6,982 委託料 6,005
1-1-6	研究研修費	67,642	360	68,002	謝金 360
1-2-2	その他医業外費用	56,747	1,654	58,401	雑支出 1,654

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-3-1	補助金	0	946	946	国民健康保険特別会計補助金 946

(3) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	13,724	設備機器の保安・保守点検業務及び医療情報システム、企業会計システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	5,988	生体情報モニタ、全身用X線CT装置等の医療機器等に係る保守業務等の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
事務機器等に係る賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	3,103	訪問看護システム、歯科電子カルテシステム等の事務機器等に係る賃借業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

諮問第3号・諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1 提案理由

人権擁護委員、石塚則子氏及び小林裕明氏の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、次の者を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

2 推薦する者

	住所	氏名	生年月日	備考
諮問第3号	〇〇〇〇	石塚 則子	〇〇〇〇	継続
諮問第4号	〇〇〇〇	小林 裕明	〇〇〇〇	継続